法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

法政大学イノベーション・マネジメント研究センターシンポジウム「地理的表示(GI)と持続可能な社会」講演録

高倉，成男 / 木村，純子 / 佐藤，貴弘 / 杉中，淳

(出版者 / Publisher)
法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学イノベーション・マネジメント研究センター ワーキングペーパーシリーズ
(巻 / Volume)
252
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
52
(発行年 / Year)
2023-03-31

WORKING PAPER SERIES No.252

地理的表示(GI)と持続可能な社会

講演録

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
シンポジウム

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター　シンポジウム

地理的表示（GI）と持続可能な社会

日　時　2022年12月3日（土）13：00～16：30

対面会場　法政大学市ケ谷キャンパス ボアソナード・タワー26階 スカイホール

オンライン　YouTube Live

総合司会　木村 純子（法政大学経営学部教授、イノベーション・マネジメント研究センター所員）

第1部　講演

講演1　GI法成立に至る経緯 …… 7
杉中 淳　農林水産省大臣官房総括審議官

講演2　今金男しゃくGI制度登録等による農業所得の増大について …… 19
佐藤 貴弘　今金町農業協同組合営農部部長

講演3　知的財産と地理的表示 …… 27
高倉 成男　明治大学名誉教授

講演4　GIとテリトーリオ …… 34
木村 純子　法政大学経営学部教授、イノベーション・マネジメント研究センター所員

第2部　トークセッション …… 43

［司会］　木村 純子

［パネリスト］杉中 淳・佐藤 貴弘・高倉 成男

開催日
2022年
12月3日
（土）

開催方法
対面
&
オンライン

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

地理的表示(GI)と持続可能な社会

シンポジウム

時間
13：00
｜
16：30

定員（対面）
先着
100名

協力
明治大学
知的財産法
政策研究所

JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION
日本
地理的表示
GI

EUでは、地理的表示（GI）の活用とSDGsへの貢献の実績が蓄積されており、Farm to Fork戦略でも有機農業と並び地理的表示が重要な地位を占めています。地理的表示は、地方の活性化を目指す農村政策と直接的・間接的に結び付いていることもあり、多様なステークホルダーが協力しあって地域の特徴に応じた地域圏フードシステムの構築の観点からも重要です。日本でも、2015年に農産物・食品の地理的表示保護制度が施行され7年が過ぎ、2022年7月現在、登録産品数は121となっています。

本シンポジウムは、日本においてGI制度の認知度と正しい理解を促進するために、歴史的背景を整理し、これからのGIの在り方と意義を理論的・実務的観点から示すことを目的としています。農林水産省元知財課長（現審議官）をはじめ、国内外のGIの実態に詳しい講演者が、ジャパンGIの特性や機能をわかりやすく解きほぐします。

プログラム

13:00-13:05 開会挨拶 近能善範（法政大学イノベーション・マネジメント研究センター所長、経営学部教授）
13:05-13:15 解　題 木村純子（法政大学経営学部教授）
13:15-13:45【講演1】杉中　淳（農林水産省大臣官房総括審議官）：**GI法成立に至る経緯**
13:45-14:15【講演2】佐藤貴弘（今金町農業協同組合営農部部長）：**今金男しゃくGI制度登録等による農業所得の増大について**
14:15-14:45【講演3】高倉成男（明治大学名誉教授）：**知的財産と地理的表示**
14:45-15:15【講演4】木村純子（法政大学経営学部教授）：**GIとテリトーリオ**
15:15-15:25 休　憩
15:25-16:25 **トークセッション**
16:25-16:30 閉会挨拶 今村哲也（明治大学知的財産法政策研究所代表）

申込方法

下記専用サイトよりお申し込みください。
お申し込み時に、対面（会場：法政大学市ケ谷キャンパス ボアソナード・タワー26階 スカイホール）とオンライン（YouTube Live）の選択が可能です。配信リンク先は、受付完了メール（自動配信）からご連絡いたします。
申込期限は、対面：11月30日（水）、オンライン：12月3日（土）です。

https://1203.hosei-kyoiku.jp

対面会場：法政大学市ケ谷キャンパス ボアソナード・タワー26階 スカイホール（開場：12:30）
オンライン：YouTube Live
参加費：無　料

YouTubeビデオでもご覧になれます
https://www.youtube.com/watch?v=9b5BUQOgv_Q

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
〒102-8160　東京都千代田区富士見2-17-1
TEL: 03-3264-9420 ／ E-mail: cbir@adm.hosei.ac.jp ／ URL: https://riim.ws.hosei.ac.jp

プロフィール

杉中 淳　農林水産省大臣官房総括審議官

東京大学卒業。1990 年農林水産省入省。米国シラキュース大学大学院修了。中央大学大学院総合政策研究科修了。博士 (総合政策)。2015 年、農林水産省・知的財産課長として GI 制度を創設。2019 年、食料産業局審議官として、輸出促進法の制定、種苗法改正、農業法人投資円滑化法の改正等担当。2022 年～ 大臣官房総括審議官として、食料・農業・農村基本法の見直しを担当。

佐藤 貴弘　北海道今金町農業協同組合・営農部長

1994 年 3 月北海道農業協同組合学校卒業。1994 年 4 月今金町農業協同組合入組。2019 年 5 月同営農部部長就任。

高倉 成男　明治大学名誉教授

京都大学工学部卒業、同大学院修士課程修了。1976 年、特許庁 (現 : 経済産業省) 入庁。1988 年、外務省・在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官、1994 年の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) の交渉担当者。1995 年、特許庁国際協力官などの国際的部門で活躍。2005 年から特許庁審査部長、審判部長を歴任。2009 年、明治大学法科大学院・法務研究科教授。2015 年～現在、農林水産省・特定農林水産物等の名称 (GI) の保護に関する法律施行規則第 10 条の規定に基づく農林水産大臣が意見を聴く学識経験者の総合検討委員。

木村 純子　法政大学経営学部教授

ヴェネツィア大学客員教授 (2012 ～ 2014 年)。農林水産省・特定農林水産物等の名称 (GI) の保護に関する法律施行規則第 10 条の規定に基づく農林水産大臣が意見を聴く学識経験者の総合検討委員 (2015 年～現在)。財務省国税庁・国税審議会酒類分科会・会長代理 (2020 年～現在) ほか。

開会挨拶

近能　善範
法政大学イノベーション・マネジメント研究センター所長、法政大学経営学部教授

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター所長の近能でございます。本日は大変お忙しい中、本シンポジウムにお越しいただきまして、あるいはネットでご視聴いただきまして、誠にありがとうございます。本日、明治大学知的財産法政策研究所様のご協力をいただき、「地理的表示と持続可能な社会」と題しましたシンポジウムを開催させていただくことができ、大変嬉しく思っております。

皆様ご承知の通り、昨今の日本では、過疎化や高齢化が相まって地域の衰退が加速し、地方創生が喫緊の課題となっております。人々が個性豊かで魅力あふれる社会で、潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備するべく、各地方で地方創生のための戦略が策定されております。

ここで、戦略あるいは経営戦略とは、定義はいろいろありますが、一般には、目指すべき将来像とそれを達成するためのロードマップである、と理解されております。したがって、地方創生の戦略を考えていくにあたっては、まずは目指すべき将来像を構想し、そこに至るまでの手段や道筋というものを考えていくことが必要になります。

この点で、私ども法政大学イノベーション・マネジメント研究センターでは、法政大学エコ地域デザイン研究センターと協力し、「テリトーリオが実現する持続可能な地域づくり」という国際シンポジウムを、今年 1 月 30 日に開催いたしました。これは、木村先生と陣内先生が編集・執筆なさった『イタリアのテリトーリオ戦略：蘇る都市と農村の交流』という素晴らしい御本の発刊記念のシンポジウムでしたが、衰退に悩む日本の地域が目指すべき将来像をある程度明らかにし、お示しすることができたのではないか、と考えております。このあたりにつきましては、本日も木村先生よりお話があることと思います。

そして本日は、地理的表示を中心に据えたシンポジウムを開催させていただくことになりました。個性豊かで魅力あふれる地域社会で潤いのある豊かな生活を営む、あるいは、地域の歴史、文化、自然、住民の意識等の非経済的な価値を重視する地域コミュニティを形成していく、といった将来像に向かって歩みを進めていくにあたりましては、地域の歴史ですとか、文化、自然、そういったものに根ざした農産品の振興が重要となります。また、そうした地域性の高い農産品の振興が、地産地消やフードマイレージといった形で SDGs にも貢献することにもなるわけですが、地理的表示あるいは地理的表示の保護制度は、その実現手段として欠かせない要素になるかと思います。

本日は、地理的表示保護制度の成立過程、同制度の活用事例、それから、現状とこれからのあり方等につきまして、素晴らしいご登壇者の皆様方にご講演をいただき、そしてトークセッションでご議論いただけるということでございます。活力ある、そして独自の魅力に溢れた地域を増やして日本をより活性化していくにあたって、どのようにこの地理的表示保護制度を活用していけばいいのか、何らかのヒントが掴めるのではないかと、私自身も非常に楽しみにしております。

最後に少しだけ宣伝とお願いをさせていただきたいのですが、法政大学イノベーション・マネジメント研究センターでは、セミナー、シンポジウム、公開講座を年 5、6 回程度開催しております。コロナ禍の前は年に 8 回から 10 回程度開催しておりましたので、回数は減ってしまいましたが、その代わりにオンライン開催や、本日のような会場＋オンラインのハイブリッド方式でのシンポジウム等も開催しております。

例えば、本センターの元所長であります法政大学経営学部名誉教授の矢作先生が、ご著書『コマースの興亡史』で本年度日経図書経済文化賞を受賞されましたので、それを記念いたしまして、昨年 12 月に開催された同書の出版記念シンポジウムを、現在 1 ヶ月限定でネットにて再公開しております。他にも公開講座等、ネット公開しているコンテンツが多数ございます。

私どもは、アフターコロナの時代におきましても、研究センターの成果を社会に還元する手段として、こうしたネットを介した公開の仕組みというものを維持したいと考えております。ただ、世知辛い話で大変恐縮なのですが、そのためには、視聴回数ですとか視聴者数といった成果指標が大変重要となりますので、本日シンポジウムをご視聴の皆様、ぜひお知り合いなどに、こうした講座があるよとお声がけいただければ幸いです。

話が脱線しましたが、それでは、本日はぜひよろしくお願いいたします。

解題・登壇者紹介

木村　純子
法政大学経営学部教授

2015 年 12 月に日本の農産物食品の地理的表示の第 1 号が誕生して、ちょうど 7 年が経ちました。現在 122 産品登録がされています。皆様はいくつご存知でしょうか？　ポスターに掲載をいたしましたこちらの写真は、国連の持続可能な開発目標、いわゆる SDGs になぞらえて、17 の産品をランダムにピックアップしました。（図 1）上には法政大学イノベーション・マネジメント研究センターのロゴがありますので、その右隣から見ていきますと、今金男しゃく、夕張メロン、江戸崎かぼちゃ、吉川ナス、東根さくらんぼ、みやぎサーモン、大分かぼす、入善ジャンボ西瓜、香川小原紅早生みかん、近江牛、南郷トマト、ヤマダイかんしょ、越前がに、こおげ花御所柿、清水森ナンバ、女山大根となっています。いくつご存知でしたでしょうか。

図 1

122 の産品が登録された現在も、地理的表示保護制度という制度、法律をまだご存知ではない流通関係者や消費者が多いように思われます。本日は GI 登録の効果を最大化するためにも、登壇者の皆様が制度や実態について正しい情報を皆様にお伝えしてまいります。特に意識をしますのは、GI 産品そのものだけではなく、近視眼ではなく、より広い視点で GI を捉えることを試みたいと思っています。EU や FAO（国連食糧農業機関）はすでに、GI で持続可能な社会ですとか、サステナビリティを実現できるという主張がメインストリームになっています。本日は基礎となる GI 法の成り立ち、GI 産品の実際の運用、法律、そして農業の多機能性といった側面から、皆様にご説明させていただきます。

図 2

登壇者をご紹介いたします。

お 1 人目は農林水産省大臣官房総括審議官の杉中淳様です。東京大学をご卒業になられ、1990 年農林水産省にご入省、アメリカのシラキュース大学大学院をご修了、中央大学大学院で総合政策の博士の学位を習得されました。2015 年農林水産省の知的財産課課長として GI 制度をスタートなさいました。2019 年食料産業局の審議官として輸出促進法の促進、制定、種苗法の改正、農業法

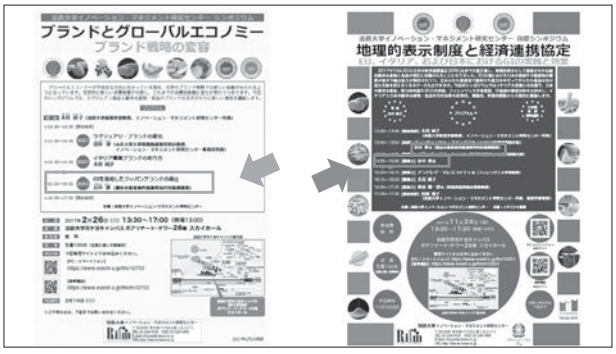

図 2

人投資円滑化法改正などをご担当なさいました。今年 2022 年からは大臣官房総括審議官として、食料・農業・農村基礎基本法の見直しをご担当なさっていらっしゃいます。審議官には、これまで法政大学イノベーション・マネジメント研究センターのシンポジウムに 2017 年の 2 月と 2017 年 11 月にご登壇を賜っております。いつもありがとうございます。（図 2・3）

図 4

図 5

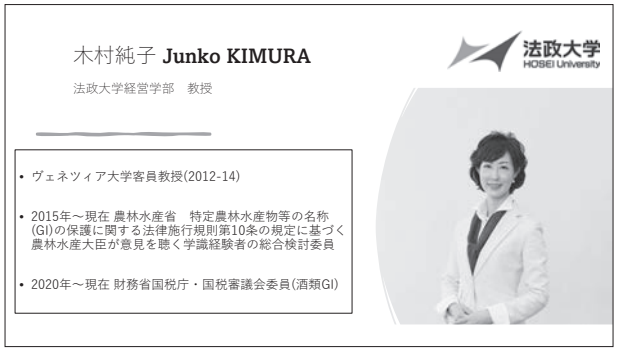

図 6

お 2 人目です。北海道の今金町農業協同組合営農部部長でいらっしゃいます、佐藤貴弘様です。1994 年北海道の農業共同協組合学校をご卒業なさり、今金町農業協同組合にご入組、2019 年 5 月に営農部の部長にご就任されました。本日は北海道からお越しいただいております。ありがとうございます。（図 4）

3 人目です。知的財産権に関する国際問題の第一人者、明治大学名誉教授の高倉成男先生です。京都大学工学部をご卒業、大学院をご修了、1976 年に特許庁にご入庁されました。88 年外務省の日本政府代表部一等書記官として、スイスのジュネーブに外交官としていってらっしゃいました。94 年 TRIPs 協定の交渉のご担当をなさり日本のためにご尽力を賜っております。95 年特許庁の国際協力官など、国際部門でご活躍された後、2005 年から特許庁の審査部長や審判部長を歴任されました。2009 年から明治大学の大学院法科大学院の教授になっていらっしゃいます。2015 年 GI 制度がスタートした際の GI 制度の法定、法律に基づく農林水産大臣が意見を聞く学識経験者をお務めでいらっしゃいます。（図 5）

最後は私、木村純子です。法政大学経営学部で教員をしております。2012 年から 2 年間イタリアのヴェネツィア大学で客員教授を務め、EU の GI、すなわち PDO と PGI を調査研究してまいりました。帰国後は高倉先生と一緒に GI の学識経験者を務めさせていただき、2020 年からは財務省の国税庁さんの方で国税審議官として、お酒の GI の促進も務めさせていただいています。（図 6）

こちら 4 名の登壇者が、第 1 部は講演会をさせていただき、第 2 部はトークセッションを繰り広げます。

講演１　GI 法成立に至る経緯

杉中　淳
農林水産省　大臣官房総括審議官

ただいまご紹介いただきました、農林水産省大臣官房総括審議官の杉中と申します。

法政大学にはずっとお世話になっていまして、ここで話すのも３回目になります。GI 法の制定に至る経緯について農林水産省の職員向けに行った研修を木村さんに紹介したところ、GI 制度が生まれてきた背景というのはあまり説明も聞いたことがないので、ぜひ何かの機会を見つけて喋っていただきたいという依頼をいただきました。TRIPs 協定の交渉をやってらっしゃった高倉先生もいるので、間違いですよと言われるのではないかと若干冷や汗が出ているのですけれども、GI 制度が、どういう背景で生まれてきたのかということを自分なりの解釈でお話したいと思います。

まず TRIPs 協定によって、GI を日本が作らなければならなくなったということで、自律的というよりは国際協定の履行のためという形で GI 制度の検討は始まりました。

TRIPs 協定とは何かというと、WTO の一部です。WTO というのはいろいろな分野のルールを束ねたようなものなのですが、その設立の交渉がどういう形で始まったかというと、いろいろな要素がありますが、やはりアメリカと EU の覇権争いなのです。1980 年代後半から 90 年代前半というのは、アメリカが国威を回復するために外交に全力を挙げていた時代です。1980 年代というのは、アメリカの製造業が衰えてかなり国力が落ちていた時代でしたが、その中で自分が競争力を回復するというために、国際ルールを変えて、自国の強いところを伸ばすようなルールを作っていこうというアメリカの思惑が WTO 設立交渉のの背景にありました。

WTO の分野はたくさんありますが、例えば農業交渉というのは、当然アメリカの競争力が強い分野なのですが、当時 EU などがたくさん輸出補助金をつけて、農産品の

図 1

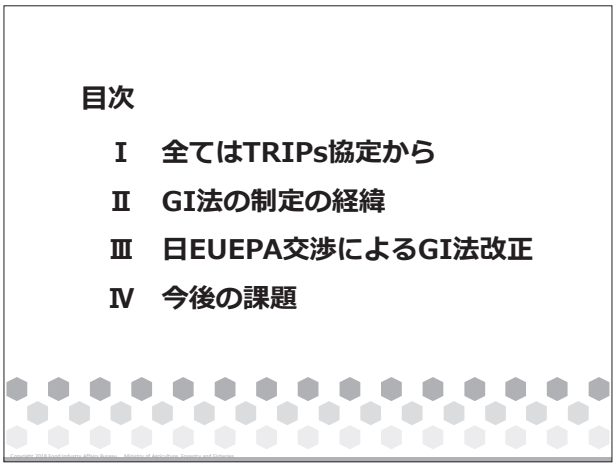

図 2

図 3

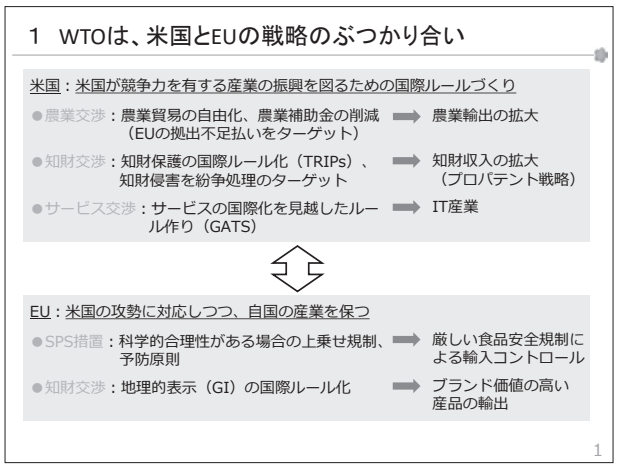

図 4

輸出を推していました。それを止めさせて、自由な競争に基づいてアメリカの農業を伸ばそうとしていました。

それから、知的財産。特許や、ディズニーなどを中心とするような著作権分野の強みをアメリカは持っていますので、知財収入を増やすことによって競争力を増大させる、いわゆるプロパテント戦略を重視していました。そのためには知財を各国に守らせるとともに、侵害した場合に、裁判のような、紛争処理を行うルールを作らなければなりませんでした。その他に、例えばサービス交渉のような、サービスというのは国内で完結し国境を越えないというのが当時の常識でしたが、アメリカは国際化を見越してルール作りをしようと考えました。この他にも投資円滑化協定ですとか、ある意味で非常にスケールの大きい戦略を WTO を通じて実現しようとしました。

このような国際戦略を通じて、アメリカは世界のスーパーパワーに返り咲きました。一方、EU は、EU が拡大していく中で、貧しい新規加盟国を農業を通じて支援していたので、農業の自由化を進める農業交渉は EU にとってはかなり厳しいチャレンジでした。ですので、EU は、基本的には受け身の体制でしたが、その中で自国の産業、特に農業をどうやって守るかということを考えました。その一つとして、SPS 協定があります。SPS 協定では食品の安全上合理的な理由があるときには、国際基準より高い規制措置を導入できるというルール作りに合意し、EU は他国より厳しい食品安全規制を敷くようになって、実質上、EU への輸出を困難にしました。それと併せて、EU は、強いブランド品を守るために、国際的に GI 保護のルール作りに取り組んでいましたが、なかなかうまくいっていませんでした。EU は、農業の自由化の条件として、GI の知的財産保護のルール化を、彼らのレッドラインとして守ろうとしたのです。

そういう意味で、農業交渉と GI は、セットのような形で議論されていましたが、特にその交渉全体としては、農業交渉で何らかの妥協をしなければならないというところで、フランス、イタリア等が GI を重視していたので、そこは何としても勝ち取らないといけませんでした。しかしながら、GI に関しては、EU とアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどとの間で基本的な考えが異なりました。ヨーロッパというのは、特定の地域で農産物やお酒が生産されることによって、何らかの付加価値が生じる、要はテロワールというのが明確に存在し、そのような品質を守るための基準というのは大事なのだという考えなのですが、アメリカは、商標によるいわゆる営業上のブランドであるとか、原産地保護のルールの必要性は認めても、いわゆるテロワール的なものというのは無いという考えでした。これはなぜかというと、もともとアメリカ等は移民の国なので、移民が元々住んでいた街を、アメリカならアメリカで作って、そこで生産される特産物も、移民元国で作ってきたものと同じ名前で売っています。彼らからすると、ヨーロッパと同じ製品をアメリカやオーストラリアで作っているという認識でしたので、それを偽物だというのは彼らのアイデンティティにも関わるのです。やはりそこにはかなり根強い対立というのがあり、今日まで続いています。

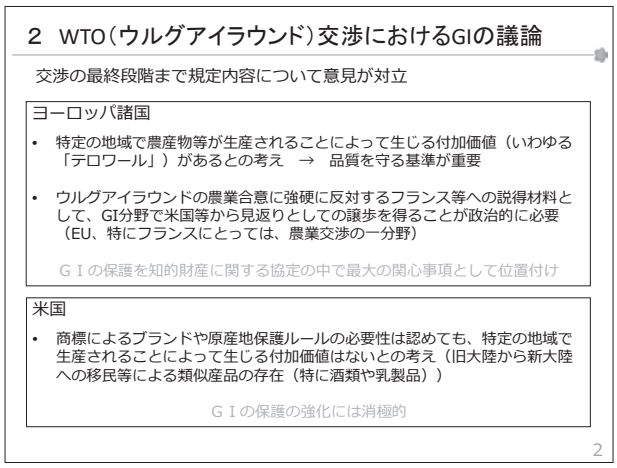

図 5

結局 TRIPs というのは、全体のパッケージングの勝利のようなところもありますが、双方共に何らかの妥協をしなければならないということで、GI も知的財産の一つとして定義されました。WTO という仕組みの中で GI を守ら

なければならないということは、世界の国にとってGIというものを守らなければならないというふうになってきた、という意味でGIにとって大変重要な話です。

TRIPsにおけるGIというのは、要するに妥協の産物なのです。どういう意味で妥協かというと、22条と23条の違いで、両者にとっての妥協となっています。22条というのは、地理的表示というのは、原産地について公衆を誤認させるような方法を禁止する、端的にはそれだけのことなのです。ということは、誤認をさせなければGIの保護の範囲外ということです。例えば、オーストラリア産神戸ビーフと、はっきりオーストラリア産とわかるようにすれば誤認混同を与えないので、22条違反ではないというふうになるのです。一方、23条では、ぶどう酒とスピリッツについての追加的保護というのがあって、真正の原産地が表示されても、更に種類、スタイルや、何々の模造品ですというような表現を伴う場合であっても侵害となります。例えば、オーストリア産○○焼酎など、オーストラリアと書いて、購入者は原産国を絶対間違えない場合であっても23条違反だというふうになります。さらに、ぶどう酒、蒸留酒については、地理的表示を含む商標というのは基本的に拒絶または無効としなければなりません。かなり強い規制です。

3　TRIPs協定における妥協としてのGI

- 日本のWTO協定批准（H６年）　→　附属書であるTRIPs協定も含まれる
- TRIPS協定において、GIは知的財産権の一つとして定義されており、地理的表示の保護が義務づけられる

⇩

○　EU、米にとっては妥協の産物
・第22条：真正の産地に誤認を与えない表示であれば、侵害行為に当たらない。→　GIは特定地域と結びつくと考えるEUにとって妥協
・第23条：ワイン・スピリッツについては、真正な産地を表示しても侵害に当たる。　→　ワイン、スピリッツについてはEUの意見を受け入れ

3

図６

4　TRIPs協定の概要

○　TRIPs協定第22条から第24条に、地理的表示の保護ルールを規定
・第22条：GIの定義及び一般的な規定。地理的表示と誤認混同を与える表示の禁止
・第23条：ぶどう酒及び蒸留酒に関する追加的な保護を規定
・第24条：GIの例外（普通名称、先行商標との関係、先使用）などの規定

確保すべき法的手段（第22条第2項）
- 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

a.　商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用
b.　1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用

ぶどう酒及び蒸留酒に関する追加的保護（第23条第1項及び第2項）
- ぶどう酒、蒸留酒については、真正の原産地が表示される場合であっても、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合であっても、侵害となる。
- ぶどう酒、蒸留酒の地理的表示を含む商標登録は、拒絶又は無効となる。

4

図７

22条と23条の間には大きな隔たりがあります。22条というのは、EUにとっては大きな妥協でした。一方、23条は、アメリカ、オーストラリア等もワインを作っていますから、彼らにとって大きな妥協で、双方にとって大きな妥協でした。

TRIPs協定におけるGIは、そういった形で妥協として終わり、特許や商標のように、ある程度完成形で合意したわけではありませんでした。TRIPs協定そのものの中で引き続き議論しようというところはいくつかありまして、例えば23条4項というところに、ぶどう酒の多国間登録制度というのについての議論があります。これは、WIPOの下のリスボン協定の中で、WIPOに通報したら登録されている全ての国でGIになるというような仕組みがあるのですが、ほとんどの国が同協定に加盟していないので、ほとんど意味を持っていません。その仕組みをWTOのもとで行いたいとEUは考えていたのですが、アメリカは反対するので、うまく進みませんでした。あともう一つは、追加的保護のぶどう酒以外への拡大、先ほど述べました23条保護のようなものを、農産品やワイン、スピリッツ以外の酒類にも拡大していこうという議論で、これはいくつかサポートする国もありましたが、結局反対があって、数年議論しましたがほとんど進まないという結果に終わりました。

このように基本的な立場が違っているなかで、このEU

5　GIに関するTRIPs後の交渉

1994年に条文は成立したが、EUとアメリカの理念の妥協であり、特許や商標に関する規定のように完全な条文ができたわけではなく、残された問題について、更なる交渉の約束を規定（24条）

- ぶどう酒等の地理的表示についての多国間通報制度
  - 第23条第4項は、ぶどう酒の地理的表示の通報・登録に関する多国間制度の設立について交渉を行うことを明記（EUの主張により、蒸留酒の地理的表示も含めて議論されている）
  - EUは、通報・登録によって、全加盟国に法的保護の効果を主張。アメリカ等は、制度参加は任意とし、データベースを作成するが国内の法的効果は各国が定めることを主張。その他の意見も含め、方向性は定まらず
- 追加的保護のぶどう酒等以外への拡大
  - 第24条第1項は地理的表示の保護の強化を目的とした交渉、同条第2項は地理的表示保護の規定の実施の検討を定めるものの、追加的保護の拡大には触れていない
    ⇒　交渉項目とすること自体に争いあり
  - 追加的保護のぶどう酒・蒸留酒以外への拡大を主張するEU、インド等と、第22条の一般商品に対する保護で十分としてこれに反対するアメリカ、オーストラリア等が対立。方向性は定まらず

5

図８

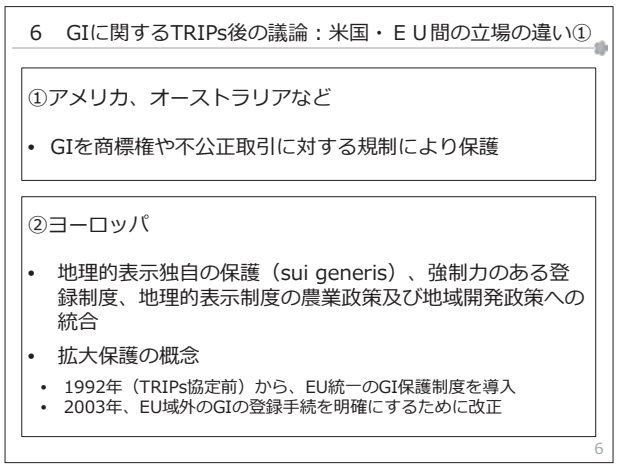

図 9

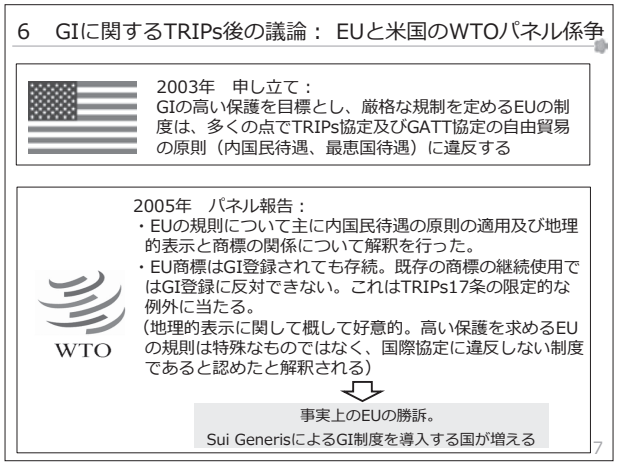

図 10

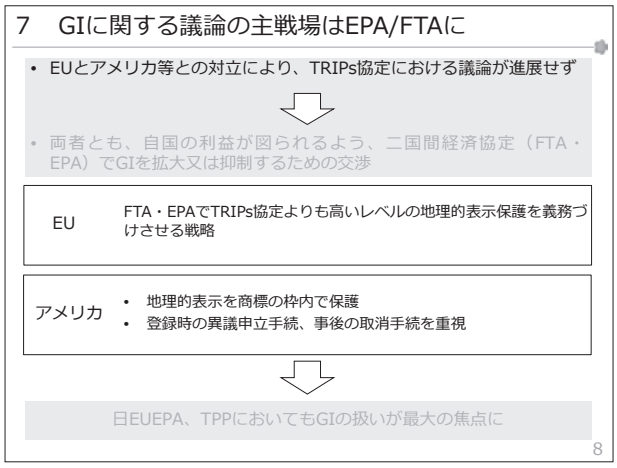

図 11

の GI 保護の仕組みというのは WTO 違反だと、アメリカが WTO で EU を提訴したのです。TRIPs 協定違反と主張したのは二点あって、登録について EU とそれ以外の国との登録手続きの要件の格差が大きいというのが一つと、もう一つは商標と GI の関係です。EU というのは、先行商標があっても GI が登録されたら当該 GI に対して商標は効力を及ぼさないという仕組みになっています。これが違反だということで争いました。結果としては、EU の話で一部、内国民待遇、最恵国待遇といった登録のところでは違反となりましたが、肝心の商標のところについては TRIPs に整合性があるという判断をして、事実上の EU の勝訴に近いような形で終わりました。EU が勝ったことによって、GI を EU のような、Sui Generis というのですが、いわゆる地理的表示法のような特別の法律で保護する国が急速に増えてきました。これによって GI は世界に急速に拡大していきました。

GI に関する次の議論は、WTO の場では進まない中で、EU とアメリカ双方がもう WTO 交渉での議論をやめ、FTA、EPA で自国の利益を拡大しようというふうに戦略を変えてきました。このステージになると攻め手は EU で、EU は 2 国間 FTA・EPA を使って、TRIPs 協定よりも高いレベルの GI の保護を相手に呑ませようと、相互保護のリストを作ってお互いに保護させようということを行おうとしました。アメリカはそれに反対するようなルールを作ろうとしました。例えば、アメリカは事後的な取消手続といったことを重視しました。お互いが EPA・FTA を使って、GI 制度について、自分の望むような姿にしようということで、EU とアメリカの対立になったのが日 EUEPA と TPP です。日 EUEPA については EU が自分のルールを日本にも行わせようと、TPP については米等が GI の登録についてのルールをきちんと作ろうというようにしました。GI 法の制定と見直しは、このような流れ、特に日 EUEPA に大きな影響を受けています。

次に日本の GI 法を作るまでの経緯を説明しますと、TRIPs 協定の締結にあたり農林水産物等の地理的表示についてあまり真剣に考えたということはないのではないか、という様に思います。基本的には、22 条について誤認・混同を防ぐような法律には、不正競争防止法や景品表示法というものもありますので、それで対応できるのです。ただ、23 条の、真正であってもだめだというようなことは保護できないので、これを酒団法といわれる法律の告示改正で対応するという、最低限の対応に留まりました。しかしながら、先ほど述べました WTO のパネル裁定後、多くの国が GI 制度を導入している中で、日本は GI を作らないのかというような意見が、農業関係の世界のトレンドに詳しい人から出てきました。そういうこともあって農水省を中心として、GI 保護制度を考えようという声が出てきたのです。

図 12

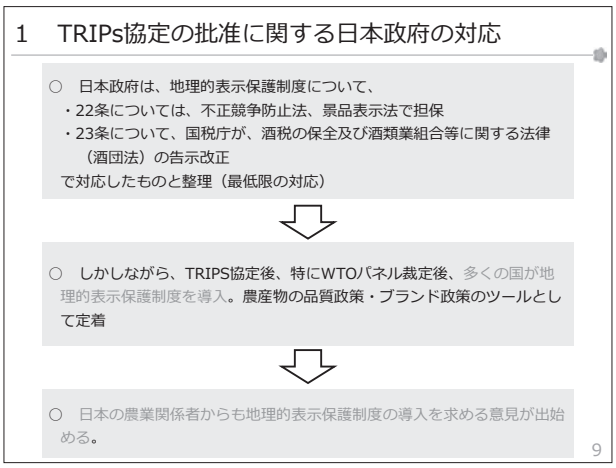

図 13

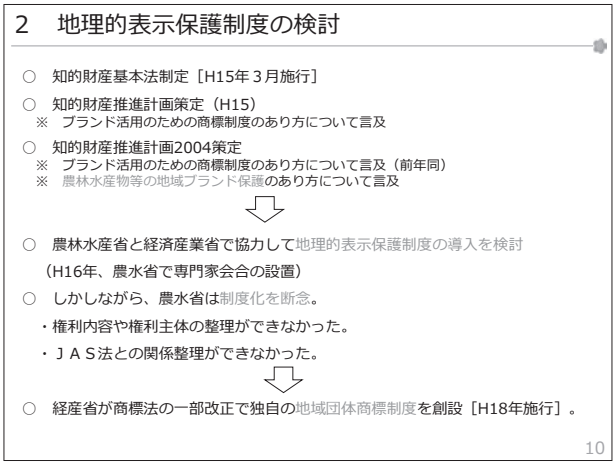

図 14

GI 制度については、最初に検討を始めてから制定までだいたい 10 年ぐらい経っています。最初は平成 15 年知的財産基本法ができたことを受け、平成 15 年に農水省で最初の知的財産推進計画を作りましたが、この中で、農林水産物の地域ブランドの保護というもののあり方を検討しようというような取りまとめをしました。その後農水省と経産省・特許庁で GI 保護制度の導入を検討しましたが、これは結局うまくいきませんでした。一つは農水省が GI の権利内容や権利主体の整理ができなかったというのと、農産物の品質基準を定める制度としては JAS 法があるではないかという指摘にこたえられなかったせいと聞いています。これも要は GI というものに関する理解が低かったということだと思います。

そのような流れで農水省は制度化を断念しました。一方特許庁は、当初は農水省と協力して検討していましたが、協力をやめて独自で制度を作る方向に転換し、地域団体商標制度ができました。本当はこの時にもう少ししっかり議論していれば、GI 制度はもう少し早く導入できたのではないかと思いますけれども、地域団体商標として出所表示機能の保護を通じて地域ブランドを守るということで、一旦は決着をしました。

ところが、その後で GI 制度の議論が再開したのは、日 EUEPA というのが主な理由ですが、それ以外にも国際化の中、日本の GI 侵害事例が出てきました。例えば、中国産市田柿の問題があります。これは、とても汚い黒い干し柿が、市田柿の名称で国内に大量に流通した時がありましたが、中国産と明記しているので不競法の違反にはあたらないとされ、何もできなかったという事件がありました。

加えて、日 EUEPA です。EU 側の日 EUEPA の関心のトップは常に GI 制度だったので、EU は高いレベルの GI を保護しない限りは日 EUEPA の交渉に入らない、既存の日本の制度ではだめだと EU 側から言われたのです。EU 側の指摘としては、一つは、不競法というのは、先ほど述べたように 23 条レベルの高いレベルでの保護はできないということ、次に、地域団体商標に関しても説明をしま

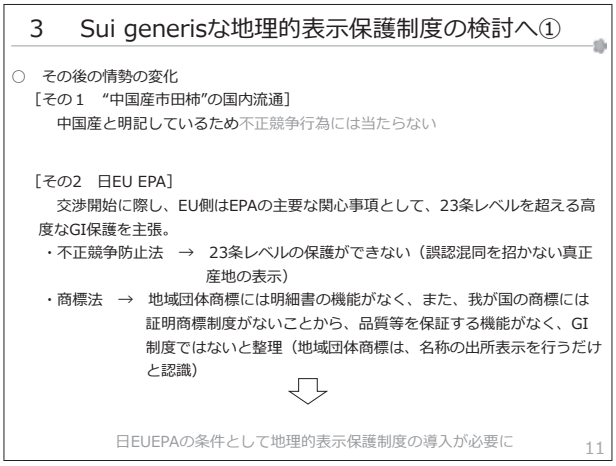

図 15

したが、地域団体商標には明細書がないので、いわゆる品質基準を定めて、一定の品質を超えるものしかこの名前を名乗れない、ということを法律に担保したものではありませんでした。商標制度でGIを保護している国というのはたくさんありますが、それらの国は、いわゆる証明商標制度でGIを保護しています。日本には証明商標制度というものはありません。今の地団は主には出所表示の保護で、この名称というのはどの団体に帰属するということを保護しているものなので、GI制度ではないという結論になりました。その結果、日EUEPAの条件として地理的表示保護制度を作らないといけないということになりました。

GI保護制度の検討の、第1回目のチャレンジはもう1回特許庁と一緒に制度化を検討しました。すでに地域団体商標制度があるので、地域団体商標制度、出所表示機能をベースにするような地域団体商標を1階にして、その上に2階建て部分で、品質等を証明する制度を作り、トータルとしてGIを保護するというような制度を検討しましたが、結局うまくいきませんでした。理由ははっきりしませんが、おそらく証明商標のようなものを商標制度の仕組みの中に入れ込むというのがなかなか難しかったということが原因ではないかという推測をしています。

そのようなこともあるので、商標制度をベースとするような制度というのは諦めて、独自の制度、いわゆるSui generisのGI制度を作らねばならなくなりました。当初の事務局案は、ヨーロッパのGI制度に近いような案を作成したようです。正式な記録が残ってないのですが、例えば名称を地理的表示保護法のような、登録GIの品質管理というのは、第三者機関、例えばEUだとフランスだとINAOのような第三者機関が品質管理をやっていますが、そこに行わせるというものでした。しかし、当初案は法制局により、前例のない制度だというふうにダメ出しをされました。これはやはりGI制度というものが、知財権制度として上手く整理がされてないというによるものです。この点は日本だけではなく、国際的にも、よく議論が行われています。

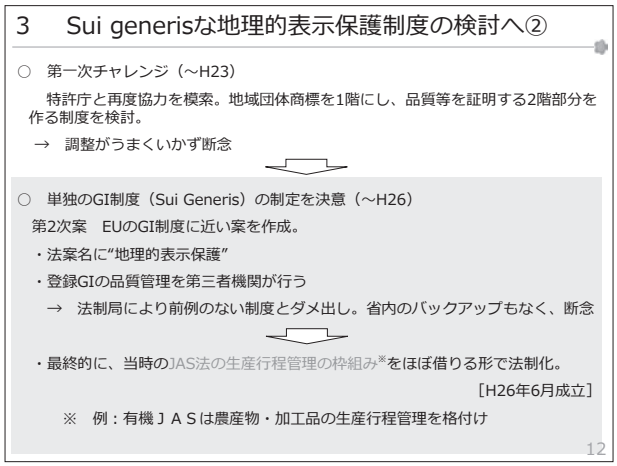

図16

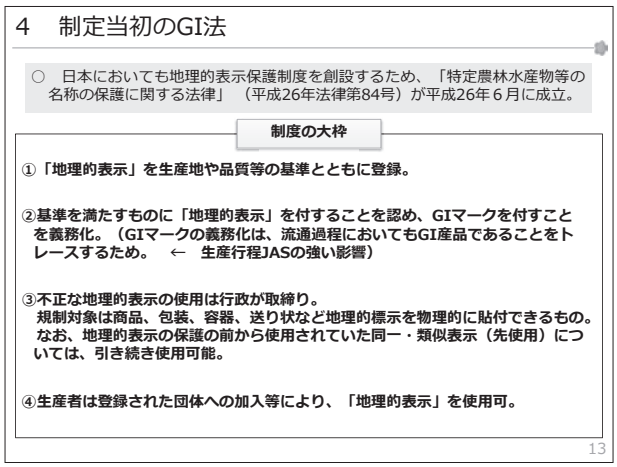

図17

当初案は法制化が難しかったということで断念しましたが、GI法の制定は、なんとしてでも行わないといけないということで、最終的に、標準と表示といったものを合わせたような、JAS法の生産行程管理の枠組みをほぼ借りるような仕組みで法制化をしました。生産行程管理制度、例えばJASの有機JASというのは生産行程管理JASというふうに言われていますが、農産物加工品の生産行程を一定の方法で行ったものについて、有機JASと名乗れますという制度です。初代GI法は、基本的にはこれをベースとした制度でした。

初代GI法というのは、実は私が知財課長になった時にこの法律はもう成立していて、その後、施行を担当しましたが、JAS法をベースに作成したので、一言でいうと知財法といえるものではなかったのです。これをいかにして知財法のように、きちんと、ワーディングなどを直していくかというのが、その後の、2回にわたる改正にもつながっていきます。例えば題名は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、特定の生産行程管理を満たすものの名称を保護する、といったところからきていますが、これは知的財産としての地理的表示を保護するという感じではないといったところです。また、初代GI法では、地理的表示というのは、表示として商品に付するものと

いう扱いにになっていました。具体的には、商品や贈り物に物理的にこの名前を貼り付けることができるものについてのみ名称保護するという仕組みになっていました。さらに、地理的表示をGIマーク、これは混然一体とするような形で、特にGIマークというのは、生産から販売に至る行程の中ずっと貼り付けたままで移動しなければなりません。これはどちらかというと行程管理を証明する仕組みに近いのです。そうやってみるとGIマークというのは、このJASの格付け表示的な扱いで創設されたことがわかります。次のページで説明しますが、GIの申請には、明細書と生産行程管理業務規程が両方必要なのですが、その関係というのは非常に絡み合ったまま、今日に至っています。さらに最後のところ、生産行程管理を行う団体が自ら品質を管理するという仕組みになったと、これは、日本の実態に合わせたということもあるのですが、日本の品質管理というのは農協やそのような組織が行ってきたということを受けたものですが、第三者機関が管理するフランスとは違う仕組みができました。

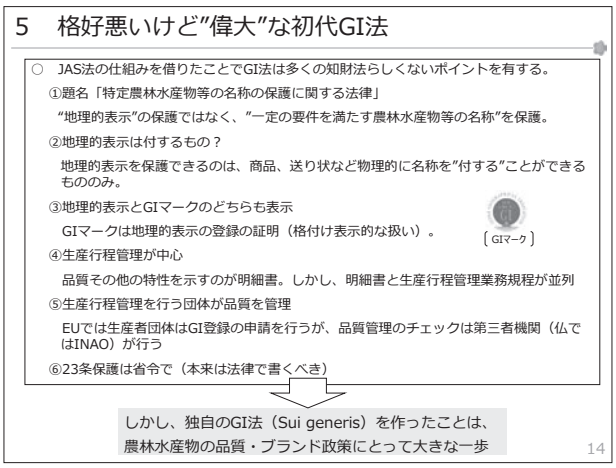

図 18

そういう意味では、初代GI法は、実に知財法らしくない、格好悪いと言えば格好悪いのですが、今まで10年やってGIを保護するということができなかったのが、このGI法によってブレイククスルーができたのです。それによって日EUのEPAの交渉もできるようになったという意味では、実は農林水産物の品質ブランド政策にとっては非常に大きな一歩だったという意味で、なりふり構わず作ったという、最初に作った人々の努力というのは、偉大であったなと思っています。

もう一点、これは特にGIを取得されている方に、生産行程管理業務規程を維持するというのは結構大変だということがありますが、実は世界のGIにはあまり生産行程管理がないのです。代わりにあるのは明細書です。明細書というのは実は特許などにも、その特許の中身を示すようなものとしてありますが、GI制度では例えばGIの名称、どこを産地とするか、どういう特性があるか、生産の方法を明記するという明記したものでであり、実はGIの品質基準というものは明細書を持って足りるというのが本来の姿なのです。地理的表示法ではこの明細書の作成、また、管理をして変更する業務を生産行程管理業務と呼んでいます。生産行程管理を行う業務を行って明細書を作るということで、本当はGI制度としては事足りるのですが、GI法の中では、明細書の中で生産行程管理業務規程というものを別途提出するということになっているのです。これは生産行程管理を重視するJAS法に引きずられた名残のようなものですが、両者の関係は、概念的にははっきりしないところです。よく職員に言っているのですが、職員は実際に審査に行くと生産行程管理業務規程通りに生産しているかという点ばかりチェックする。自分は、JAS法の審査官ではないのだから、その点ばかり見なくてよいのだ、全体として特性が発揮されているかなどを見ればいいし、実際の審査をするというのは、名称の保護や他にもっとやることがあるだろう、というふうに指導しています。現場でとても細かい生産行程をやらなければならないとか、それが負担になっているといった意見を聞くというのは、実はこの成り立ちの経緯に引きずられたところがあるのです。だからといって、明細書に示したような品質基準というのがベースとなっているところは変わりま

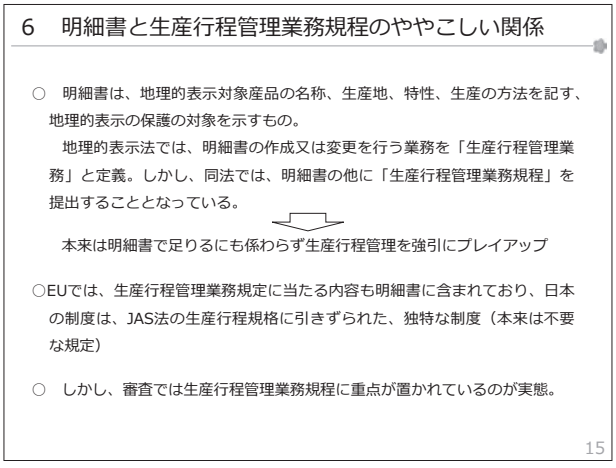

図 19

せんが、経緯的なところでそのようなことがあったというのは理解してもらえればと思います。

そのような形でGI法が出来たのですが、GI法自体はその後も日EUEPA交渉に引きずられていきます。GI法でEUが求めていたものの一つに、EPAによる相互保護、リストを交換すれば自動的に相手国によってGIとして守られるという仕組みがありますが、日本は最初極めて消極的な態度をとっていました。これはなぜかというと、当時併せてTPPの交渉が進んでいて、TPPの中で、アメリカやオーストラリアが、TPP加盟国の中では、あるTPPメンバーがTPP加盟国以外の国との間でGIの保護を約束した場合、他のTPPのメンバーがその約束に異議申し立てをする権利を与えられて、事後的にその取り消しをすることができる仕組みを入れろ、ということを強く主張していたのです。

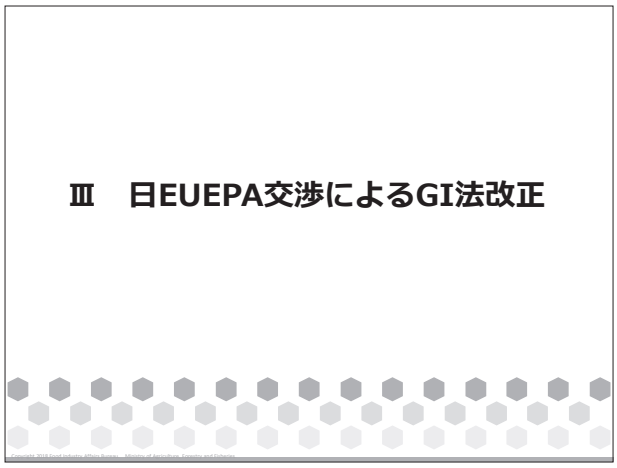

図20

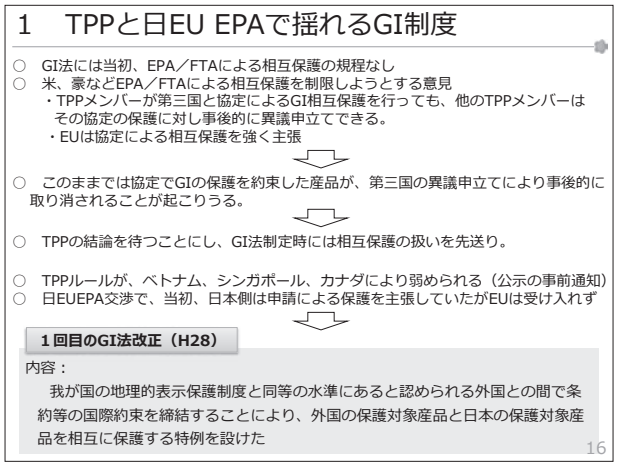

図21

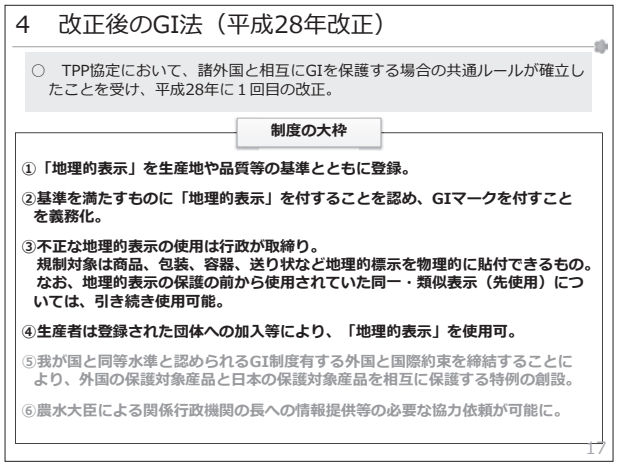

図22

これは、具体的には、当時日本やシンガポール、ベトナムなどがEUとEPA交渉をしていましたので、これらの国がとEUとのGIの相互保護を約束しても、その後アメリカやオーストラリアが異議申し立てをしたら取り消しできるという手続きを利用しようということです。この制度が導入されると、EPAとして国家間でお互いGIを保護しますという約束をしても、その後アメリカ等の意義申し立てで取り消しできるということになると、国家間の約束を守れないということになります。このため、EUに対して相互保護の約束ができないということで、初代GI法においては、TPPの結論を待とうということになって、相互保護の規定というのは入っていませんでした。そのため日本は相互に申請をしてGIを保護しようと言っていましたが、当然EUは受け入れませんでした。ベトナムとシンガポールとカナダなどEUとEPA交渉を行っている国も同じような問題を抱えていたので、これらの国の反対で、結局TPP中では事後の異議申し立てによる取り消し規定というのはなくなりました。それによって、GIの相互保護をベトナムやシンガポールは受け入れるようになったということで、日本のGI法改正は特にベトナムとEUの相互保護を参照しながら作成しましたが、そのようなことがあって、EUと相互保護ができるようになったということで、1回目の改正を行いました。

ここではまず相互保護の仕組みを入れるということで、このオレンジ色で書いてある、我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国と国際約束を締結することによって相互に保護することとなりました。そしてGIの手続きの特例の措置を新設したということと、特に水際等で外国のものを監視するために、関係行政庁、税関に対する情報提供を受けて守る仕組みを入れた、ということで、これで1回目の改正を行いました。

1回目の改正を行って、日EUEPAとともに相互に守る手続きを開始しましたが、それでは終わりませんでした。

その後、具体的に保護をどうするかというところで、EUは高いレベルの保護を守るよう主張し、何点か揉めるところがありました。一つは、明細書に記載する品質基準に反するものは、生産地域は同じであってもGIを使用できないということでした。日本のGI法は基本的にそのような仕組みになっていましたので、根本的な問題ではありませんでしたが、実はこれはTRIPsを超えているのです。生産地が真正であっても品質基準を満たさないとGIと名乗れないということになります。

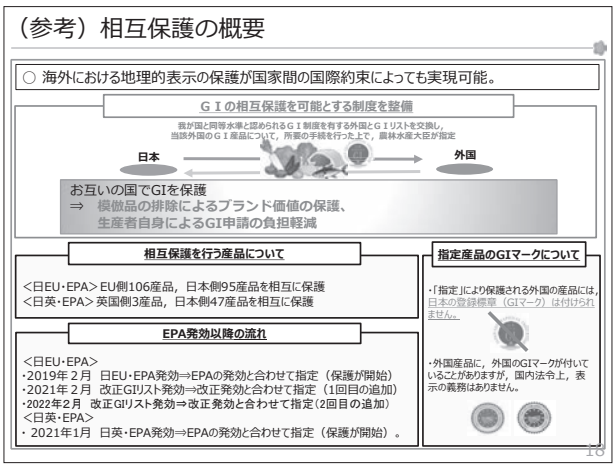

図 23

二つ目は保護の範囲で、先ほど申しましたように、最初のGI法というのは物理的に名称を貼り付けることができるものしか守っていませんでしたが、そうではなくて、広い意味での使用、例えば広告やインターネットであるとか、物理的に名称を貼り付けるというのではないサービス分野や輸出入における名称使用についても保護しろと主張しました。

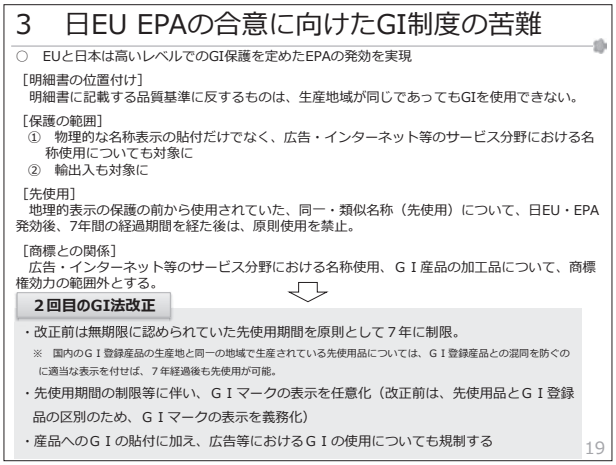

図 24

最後まで一番揉めたのは先使用のところです。基本的に、TRIPs協定上も先使用というのは認められていますが、GI登録の前に、例えば品質基準を満たさないものであってGI名称を使っているということは実際よくあるわけです。そして、もともとGI法上は、先使用者の権利保護の観点から、このような名称使用は認めるというふうになっていましたが、EUはここに強固に反対したのです。どうして反対したかというと、日本の市場にアメリカ産やオーストラリア産が事前に入っているというものを追い出したいという思いがあるのです。一定期間を経た後は、真正のGI、明細書に書かれている基準を満たさないものというのはGI名称を使えないようにしろということで、最後どこかに写真が出てきますけど、閣僚級会合の最後の時に、これを日本は受け入れて、基本GIというか日EUEPAは最終的に合意に至りました。最後の最後まで日本とEUでもめていたところです。

そういった内容を基に、商標のところはもう少し後ろのページで説明していますが、2回目のGI法の改正を行って、今日のGI法の仕組みになりました。日EUEPAへの交渉の内訳話をさせてもらいます。少し小さいですが写真を見てもらえればと思いますが、これは最終日の、最終的な大枠合意の数時間前の閣僚会合の様子です。閣僚会合では、初日、日本側は最初貿易の関税の話が中心と思い体制を組んでいたら、EUの閣僚はGIの話かしなかったのです。それで、GIわかる人がいないので、突然来てくれと言われて私が行っていまして、岸田外務大臣（当時）とか山本農林水産大臣がいて閣僚が並んでいる、同じテーブルの一番奥に私がいて交渉しました。普通はこういうことはありませんが、分かる人間がいなかったので、メ

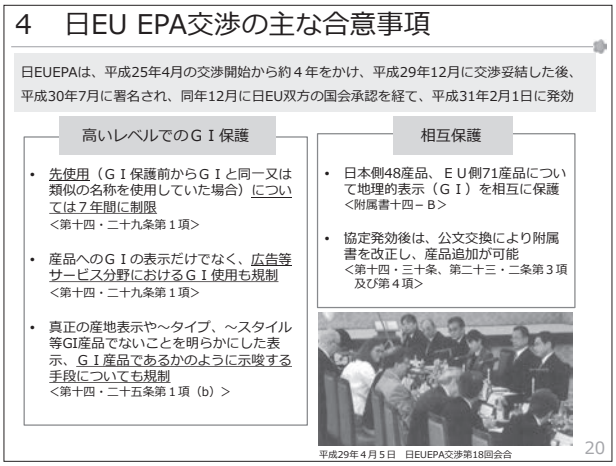

図 25

インテーブルに並んで交渉しました。それで、最後にこの山本大臣と相談をして、先使用の件を受け入れざるを得ないということで受け入れる約束をして、大枠合意に至りました。

内容で少し補足をすると、保護対象の拡大といった話は、やはり TRIPs をはみ出ているところがあるのです。一番はみ出ているのは evocation という概念を事実上入れているということです。evocation とは何かというと想起といいますが、例えばこのゴーダチーズの中に、ゴーダチーズというのは普通名称なので使えますが、ゴーダホラントというオランダのゴーダチーズは GI です。ところが名称としては単なるゴーダチーズでも、パッケージに風車やチューリップなどを描き入れてオランダらしくしたら、同じゴーダチーズでもオランダのものだと思ってしまうので、こういうのはだめにしようというようなことも入っています。真正名称はだめというのもそうです。また、商標との関係は、それまでの GI 法というのは、先行商標があったら GI 登録されている前に取られたものは、先行商標が保護されて GI 登録できないという仕組みになっていましたが、実際には問題がありました。審査に関して商標の方がタイムマネジメントの管理がされていて審査期間が短いため、事後的に商標出願されても先に商標登録されることが起こりえたのです。実際に、アメリカの業者が、GI の、EU 側のリスト交換がされるのではないかと想定される産品ついてたくさん商標出願をしてきた、ということが起こったのです。先に登録されてしまうと、商標があるので GI 登録できなくなるという、このような悪意の出願というのが、実際の日本側の GI でも起こったこともありました。これをなんとかしないといけないということで、GI の登録申請が出た後に商標出願されて、商標が先に登録されることで GI が登録されなくなるというようなことを避けなければならないので、不正の目的、悪意を持って出願したものについては、商標の効力というのは GI には及ばない、というような規定を調整して入れました。また、先使用 7 年の話は先ほど述べました。以上のような見直しを行いました。

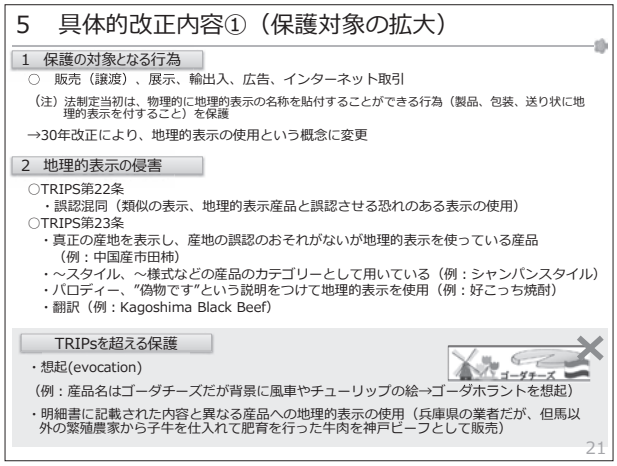

図 26

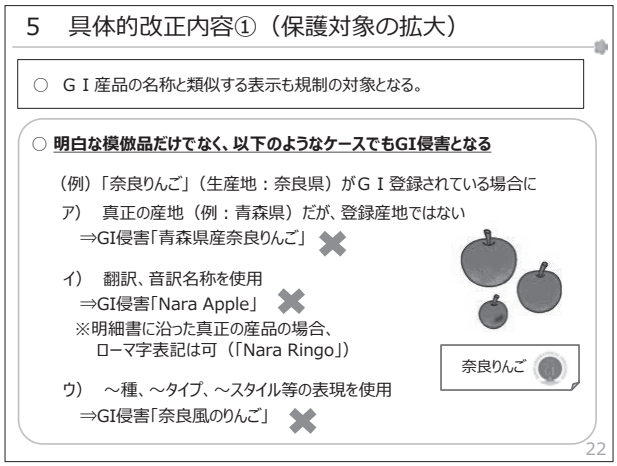

図 27

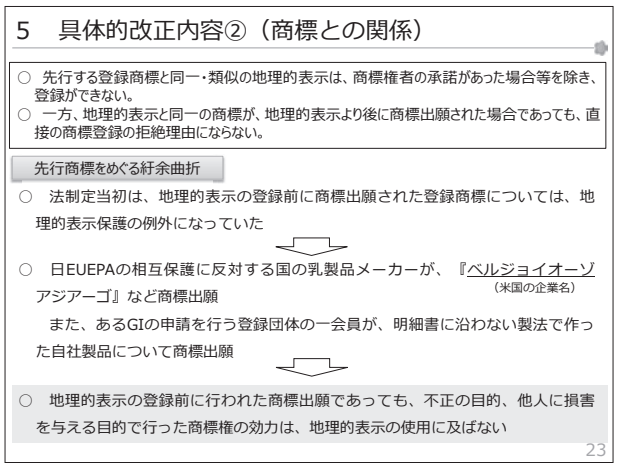

図 28

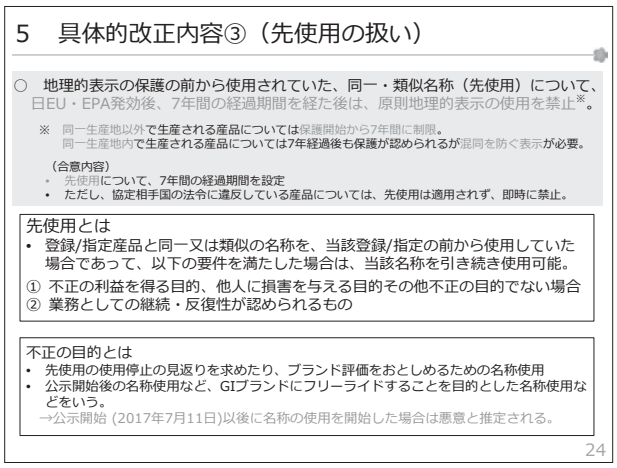

図 29

このような改正を行って、かなり知財法らしくなりました。例えば、地理的表示の貼付という用語をやめて地理的表示の使用に変えたり、知財の話なので、物理的に貼られているものではなくて、広告やインターネットなどにも入るようになったりということなので、だいぶ知財法に近づいたのではないかというふうに思います。

このような道のりで、GI 法というのは現在に至っています。ある程度、かなり完成形に近いところになっていますが、あと少し、GI 法と今後どんな課題があるのかというのも入れました。

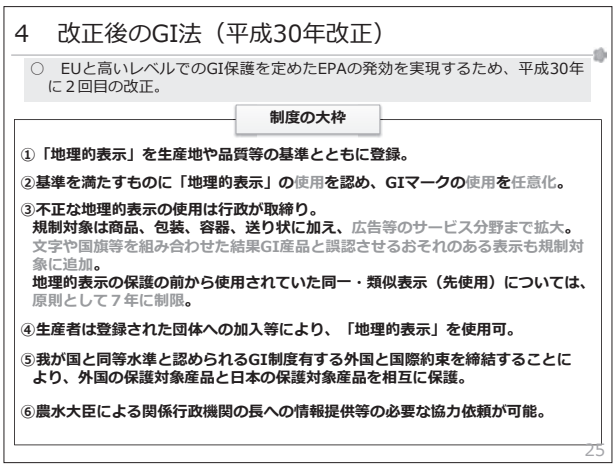

図 30

二つあるのですが、一つは TRIPs 上の対象産品の扱いです。TRIPs 上は、GI というのはグッズに関するものだというふうに書かれています。グッズに関するものというのは、一つは、サービスに及びませんという意味なのですが、商品であれば、実は農産品やお酒に限られているものではないのです。他の国は工芸品 GI というのが多くて、鉄器や陶器、織物、絨毯であるとか、そのような GI が多数あります。日本にも GI になるような工芸品というのはたくさんあるのではないかと思います。そして、このようなものを登録すれば地域おこしにもつながるのではと思いますが、工芸品の保護なると経産省が担当なのですがあまり積極的ではないというのが、残念ながら実態です。それで、これはなぜ登録した方がいいかというと、相互保護をするときに、実際にある国が絨毯を GI 保護していて、相互保護するのなら GI で絨毯守ってくれないと我々は相互保護をするメリットがありませんよと言われたことがありました。そういう意味では農産品を、GI を守るという意味でもそうですし、日本の地域おこしというところからも、もう少し対象を広げたらいいのではないかというふうに思います。おそらく、工芸品も入れるというのは世界のトレンドになっていくのではないかと思うので、日本も早めに検討した方がいいのではないでしょうか。

図 31

また、先ほど、GI の知財法と一般的な知財法とで違うところは、特定の人に権利を有するものではないので、基本的な保護というのは行政が行うという手続きになっていますが、実は TRIPs 上は GI についても民事的手法や裁判で守るというのが原則なのです。注書きで、民事法ではなく行政上の措置によって守ることもできますよというふうに書いてあるので、行政的手法も使えますが、別に民事的手法を排除しているわけではないのです。行政が守ってくれるというのは、その GI を守っている人にとって意味が大きいのですが、侵害が明らかで今すぐやめてほしいという時は、実は裁判のほうが早いこともあるので、民事的手法というのも少し考えたらいいのかもしれません。他の類似の仕組みを見ても、景表法などは基本的に行政が守りますが、特定の権能を与えられた団

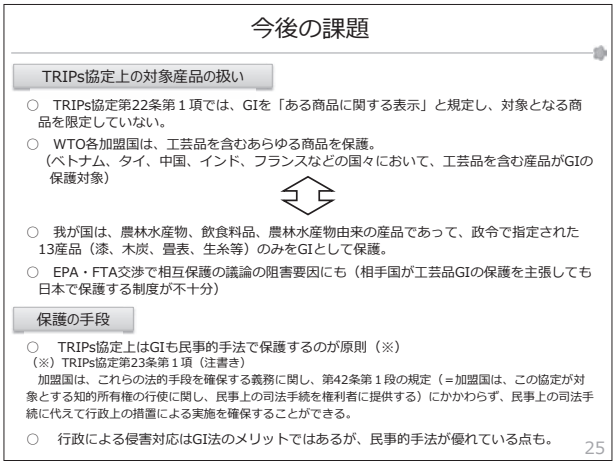

図 32

体については差し止め請求ができるというような仕組みもあるので、そのようなことも考えるといいのではないかというふうに考えています。

少し時間を過ぎてしまいましたが、このような形でGI法というものはできてきたということ、なかなか皆さん知る機会もなかったと思いますので、参考にしていただければと思います。もっとご希望があれば、EUのTRIPsに至るGI保護の前史、パリ条約以来のかなり長い試行錯誤なども農水省の研修では取り上げているのので、お話できればと思います。

今日はどうもありがとうございました。

講演 2　今金男しゃく GI 制度登録等による農業所得の増大について

佐藤　貴弘
今金町農業協同組合　営農部部長

こんにちは、北海道から来ました、JA 今金町の佐藤と申します。本日はこのような貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。不慣れなものでございまして、お聞き苦しい点がたくさんあると思いますけれども、短い時間ですがよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今金町では、今金男しゃくが GI の登録をいただいて町全体が沸いた、というようなことが過去にありまして、我々にとっても非常に誇らしい内容ですので、ちょっと宣伝のようなものが多くなってしまうと思いますけれども、こちらもご容赦をいただきたいと思います。

資料に沿って説明をさせていただきますが、まず、今金町のご説明をさせていただきます。今金町は北海道の南西部、函館市の北西に位置しています。東側には太平洋、西側には日本海ということで、春には寒い風が吹いて、道南ですが比較的雪の多い地域になります。昨年は早い時期から雪が降って、随分大雪で悩まされた 1 年でした。昨日私はこちらに入ったのですが、もうすでに雪が降っているということで、来年もですね、豊作になればいいなと思いながら出てきたところです。街の中心には後志利別川という川が貫流していまして、全国最多の 21 回、清流日本一に選ばれた綺麗な川が流れています。人口は約 5000 人で、非常に自然の豊かな街です。農家の軒数については、本年度の春で 225 戸しかおりません。耕作の面積も、田んぼ、畑合わせて 5660 ヘクタールで、平均耕作面積が 25 ヘクター

ルということなので、北海道の農業平均から比べると少し小さいようなところで、一生懸命農家をやっている町になります。国の応援をいただきながら、この耕作地の 4 割ぐらいに当たる 2200 ヘクタールで国営農地緊急再編整備事業という、ちょっと長い事業なのですが、大区画化や透排水性改善のための暗渠等の施工事業を平成 26 年から行っていまして、事業完了の令和 8 年にすべてが完了する予定になっています。圃場の大区画化というのは、産業性が上がるという部分と、労働力不足のための、スマート農業というのが徐々に今金町でも入ってきていますが、そのようなものが比較的使いやすくなってくる、効率を出せるというようなところで非常に有意義な事業です。半分くらいが終わりましたが、終わった農地を活用している農家からは、非常に良かったという声が続出しているような状況です。

次のページで、今金男しゃくの歴史について少し触れをさせていただきます。今金町では 1891 年、明治 24 年から馬鈴薯の作付けが始まったというのが、町史の中に記載がありました。当時はでんぷん原料用の品種を主体に作っていて、街の中に小さいデンプン工場が何箇所かあったというような記載も町史の中にありました。そこから約 60 年をかけて、生食馬鈴薯産地に変遷をしていきました。この中で一つ、今金男しゃくの契機になったのが、1953 年、昭和 28 年に生産する馬鈴薯の品種を男爵薯に統一をしました。あまり北海道では聞いたことがありません。この一品種だけで頑張っていこうという産地はあまり聞いたことはないのですが、今金町ではいち早く、どうにかして品種を統一して、少ない物量ですが、有利販売に向けて頑張ろうということだったのだと思います。この当時、当然反対する人も多かったわけですから、品種を統一するのに、当時の農協の役員ですとか、職員さんが非常に苦労したということは、今でも我々に語り継がれています。少し内容が過激ですのでここでお話できませんが、それだけ苦労したのかというのがありまして、やはり今金男しゃく、相当な歴史を持って今があるかなと、我々後輩としては、先輩から受け継いで、これをさらに繋いでいかなければならないという使命に、今、駆られているところです。

その他には、1955 年、昭和 33 年ですが、共同選別を開始しました。農家さんからそれぞれ出荷をいただいて、農協がそれを選別して市場に出すというのが共選ですが、この時を始めとして今金しゃくという名前で売り出したのが、今金しゃくの始まりというふうになります。ここからが歴史のスタートということでしたが、これについても非常に苦労したという内容であります。後発産地ですので、それぞれ力を持ったライバルがたくさんいました。さらに、何回も言うようですけれども、出荷量が少ないものですから、なかなか物量で有利販売というものができない状況でして、当時は組合長を中心に市場に行って、クレーム処理をしたり、品質の確認をしたりと、非常に苦労したようです。このような内容は、後に日本農業新聞の記事に掲載されたということで、GI の祝賀会を開いたのですが、その時にも会場にご来場いただいた方にお配りをしながら懐かしんでもらったというような内容であります。

それからもう一つ、1967 年、昭和 42 年に、原種、種子、食用と、それぞれ専門栽培に生産者を区分けしました。ちょっと聞いたことない言葉があると思いますが、要は種芋を作る人と、食用馬鈴薯を作る人を区分したということです。これによって良質な種を安価に町内で生産、販売できるというところで、なんとか作付面積を大きくしようという狙いがありまして、そういうやり方をしています。これも意外と少ないのです。種も食用も自町の中で作ってい

るという町は案外少なくて、我々も他町村に種子を配布していますが、こういうところも大きなメリットだったのではないかと思います。

このようないろいろな努力を、生産者と農協と一緒になって頑張りまして、まずは、先ほどご紹介にあった商標登録にチャレンジをしました。この「今金男しやく」と書いてあるマーク、今金の芋の箱にデザインされていますが、これを商標登録しました。この商標登録をした時に、主に農協の役員からなのですが、もう一歩進んでお墨付きをもらった方がいいのではないかということで、2018、平成30年に地域団体商標にチャレンジして、これを登録しました。そしてこの時に、実はGIというものがあるのだということを認識しました。それまでこの制度自体を知らなかったものですから、まず最初に地域団体商標に向かったということになります。その後2019年にGIの登録を受けたわけですが、それについては後ほどお話しさせていただきます。

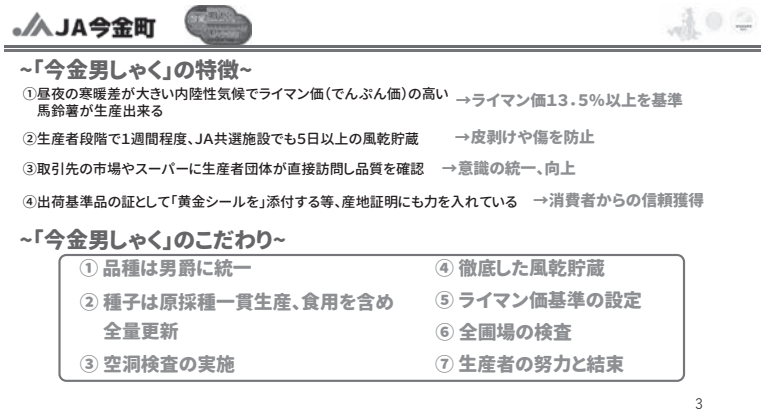

続いて、今金しゃくの特徴についてお話をさせていただきます。GIのホームページを見ていただければ分かる通り、先ほどの先生のお話になった、明細書の中に記載している部分ですが、一つは、先ほど述べたように、日本海と太平洋側に挟まれた風の強い地域です。寒暖差が激しい地域でして、ライマン価と呼んでいますが、デンプンの含有量の高い馬鈴薯が作れるということで、これを13.5以上に基準として設けて取り組みをしています。それと馬鈴薯も、通常であれば生のまま皆さんのスーパーのところに並ぶことが多いので、外観品質がすごく求められる商品です。綺麗、傷や痛みがなかったり、丸かったりというのが、すごく商品価値として求められる部分ですので、このようなものがあまり毀損しないように、生産者の段階で乾かしてもらう、そして、農協の施設に入れても、一週間程度、風乾貯蔵をするということで傷や皮剥けを防止しています。そしてもう一つが、最近コロナでなかなかできないところもありますが、とにかく農家さんに市場だとか末端消費者の声を聞いてもらうということで、直接、我々販売をしている者と一緒に末端消費者のところまで足を運んでダイレクトに話を聞いてくることで、次の生産に活かせるように意識統一向上をしています。

もう一つが、出荷基準品の証としてシールをつけています。産地証明に力を入れたいということで、このマークが付いているものだったら間違いないよというようなシステムを作りたくて、このシールを付けています。左上に小判型の金色のものがあると思います。これがシールです。少し蛇足になりますが、GI登録前には、今金しゃく買って食べたんだけど美味しくないんだよね、というクレームが年に10件くらい来ていました。GI登録になった後、そのクレームが一気に減ったのです。今は一件あるかないかくらいです。おそらく偽物が回っていたのではないかと。1回だけ、その芋を送ってくれませんかと、着払いでいいのでその美味しくない芋を送ってもらったら、そっくりな箱なのです。うちの芋の箱とそっくりなのですが、色が全体的に薄いのです。我々は出荷する時に農協の、共選所の住所を入れて出荷します。また、誰の、いつ預かった芋をいつ選別したかをトレースできるように、秘密の暗号文章のようなものが入っていますが、それがないのです。明らかに偽物なのです。先ほど述べた、模倣品の取り締まりを結構頑張ってやってもらっているものですから、そういうものはおそらく激減したと思います。これは信頼関係の問題ですから、その

ような話もあるということだけ、お伝えをしたかったのです。

こだわりの部分については、先ほど述べた明細書の中の部分と重複しますので、割愛をさせていただきますが、最後の７番、男爵については非常に作りづらい品種と言わざるを得ません。今のいろいろな良い品種ができている中では、いいのは本当に食味だけと言ってもいいぐらい、作りづらい品種です。一生懸命、良いものを消費者に届けていただける生産者の努力と結束、これがあって今金しゃくというものは守られているということは、間違いのない事実かなというふうに思っています。

続きまして、保護制度登録についてということで、少し触れをさせていただきます。我々の今金しゃくについてはやはり生産数量が少ないものですから、たくさんの消費者にお届けするのは難しいと言わざるを得ませんでした。関東地区を中心とした市場に出荷していましたので、関東圏では今金しゃくといえば知っている人もいたかと思いますが、北海道ですら知らない人が多かったというくらいの産地でした。そして先ほどお話した通り、商標登録を取った時点で、やはり次々と求められるわけです。次の登録、次の登録ということで、次は地域団体商標だと。その時に、GI を知りました。先ほどの審議官のお話の中で、ああ、なるほどな、というふうに思ったのですが、地域団体商標と GI にはかなり大きな差があるのです。我々としては、同じような制度かなと思いますが、目指していることがやはり違うのだということが、先ほどの説明で理解できました。

地域団体商標を取るときに一番困ったのは、そもそも有名でないとダメですよと言われたことです。誰に聞いても今金しゃくというのがわかるものでなければダメです、簡単に言うと、東京ディズニーランドって言ったら福岡にあるのかな、北海道にあるのかなという人はいませんよね、それと同じくらい有名でなければダメだと言われたのです。それで、一生懸命有名にするのに頑張りました。今でもあると思いますが、東京モノレールにポスターを貼ったり、雑誌にお金を出して宣伝をしたり、いろいろなことをやりました。相当お金かかりました。そういった甲斐あって、地域団体商標を取得させていただきました。30 年の 5 月に GI に登録をさせていただいたわけですが、北海道の農産物では、夕張メロン、十勝川西長いもに続く 3 番目、全国 86 番目の登録をいただいて、写真がありますが、これコロナ前でしたので、盛大に祝賀会をやりました。それから北海道知事に報告ということで、鈴木知事が中心に載っています。右側にいるのはうちの組合長、左が今金町長なのですが、町挙げての大騒ぎになりました。その時に、メディアにかなり取材に来ていただきましたので、次の日、うちの生活店舗に馬鈴薯の注文の電話がものすごく来ました。年間だいたい 500 ケースも売れれば関の山なのですが、次の 1 日だけで売れました、500 ケースが。そのくらい反響が大きかったです。

何よりも私たちとして、この GI の登録で嬉しかったのが、売れるという機会を与えていただいた部分もあるのですが、GI 取ったら成り立ちを取材でご紹介いただくのです。そういうところで生産者の努力だとか、苦労などが出てくるわけです。それを皆さんに正しくお伝えできたというのも、大きな収穫でした。やはり、手をかけて一生懸命作ったものを美味しいと言ってもらえたら、我々としては一番の褒め言葉ですが、そういった、こちら側から発信する機

会というものは、実は農産物の場合はあまりないのです。ご支援をいただいた各メディアにもお礼を申し上げたいと思います。

続きまして、付加価値と知名度の向上を図るために行っている、湖池屋様とのポテトチップスの販売についてご紹介します。先ほどの紹介のように、関東市場では非常に有名だった部分がありますが、全国ではほぼ知られてないという状況でしたので、我々としては何かいい方法はないかということで考えていたわけです。その時に湖池屋さんからオファーがありまして、今金の芋を使ってこういうチップスを作りたいということでした。我々としてはぜひお願いしますということで平成 27 年からスタートしました。というわけで、実は地域団体商標は GI を登録する以前に始めていました。最初の年は、一番左側にあるように、湖池屋さんのブランドで売り出しました。要はプレ商品ということで、使ったらどうなのだろうというような形で、この時は 6000 袋限定で始めました。28 年からはオリジナルデザインの袋を使って作り始めました。この頃からちょっと波に乗ってきて結構売れるようになりました。そして 29 年だったと思いますが、プライドポテトブランドの商品が出来上がりました。左から 5 番目の金色のものです。他のものはインターネットのショップ限定でしたが、このプライドブランドだけは全国のコンビニエンスストアに入れることができたそうで、これで今金しゃくは非常に名前を売りました。今金は難しい呼び方ではないと思いますが、「いまきん」や「こんきん」と言われることが多かったのですがそのようなことが一気に解消したという思い出話もあります。記載の通り 7 年間で累計 680 万袋が売れているそうです。一袋 250 円です。計算していただければ金額は出ると思います。

そのようなポテトチップスですけれども、GI の表示は加工品にはちょっと難しいということでお話をいただきながら、我々は密かに GI マークをどこかに付けたいな思っていました。今年の春に話が急展開して、湖池屋さんのご協力と農水の輸出国際局知的財産課の岩瀬課長補佐さんに指導をいただきまして、本年度より GI のマークをつけることができました。それと、加工品については、ポテトチップスにとどまらずレトルトカレーやパックご飯などの加工

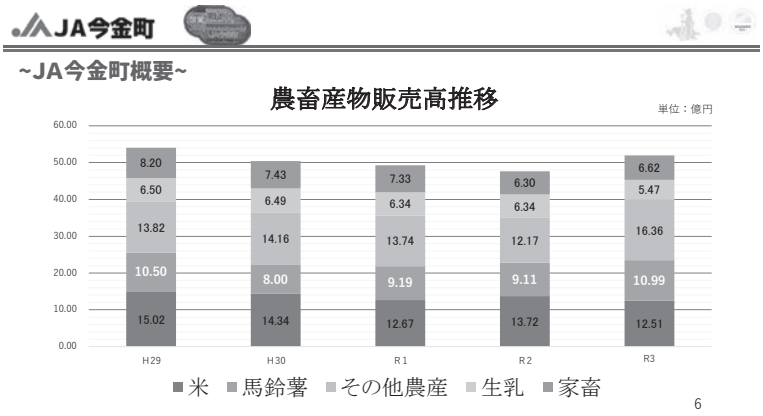

品にチャレンジする糧となりました。それほど多くは売れていませんが、農家の皆さんは、自分たちで作ったものが目に見えて商品化されるわけです。それを大変喜んでくれるのです。自分たちが作ったものが、目の前に商品となって生活店舗に並んでいるのを見ると、やっぱり嬉しいのです。僭越ながら、今年レトルトカレーも内容量、味、パッケージをリニューアルして、ちゃっかり GI マークをつけてしまいました。興味のある方はホームページを見ていただきたいと思います。

続きまして、データで見る所得増加ということで、今日の本題に入っていきたいと思います。今金町の農畜産物の販売代金、JA だけですが、約 50 億で推移します。そのうちの約 2 割が馬鈴薯ということで、年次によって少し数字は変わってきますが、だいたい 10 億円から 9 億円の間で推移をしています。その他には、米だとか、あるいは大根、人参、ブロッコリー、畑作だと馬鈴薯、小麦、大小豆、甜菜、施設野菜の軟白長ねぎ、ミニトマト、いろいろあります。これらを含めて 50 億の売り上げをしています。だいたい 55 億が目標ですが、なかなかうまくいきません。実は今年の 8 月 16 日も記録的な大雨に見舞われまして、農地が一部削れたり水が入って採れ高が減収したりと、やはり自然相手の商売ですので難しいですが、組合員さんのご協力を得ながらなんとか頑張っています。

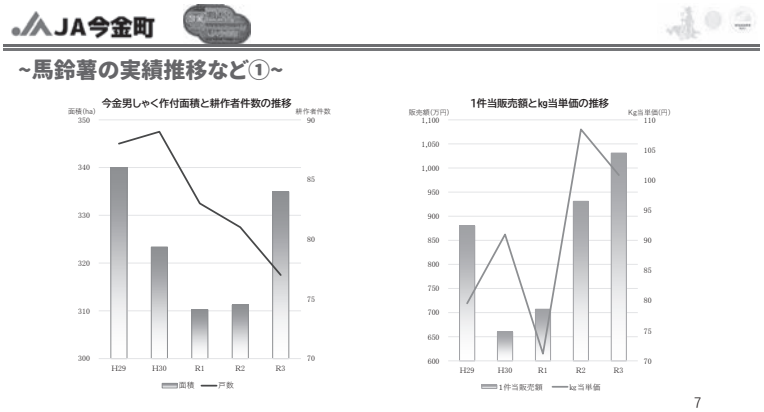

本題に入っていきたいと思いますが、実績等です。今金しゃくは、作付面積が徐々に減ってきています。やはり芋は作るのが大変なのです。種を植えてから防除もたくさん行わなければなりませんし、収穫したら選別して農協に持ってきてというようなことがありますので、非常に手がかかるということで、面積が減ってきました。また、戸数が減少していっています。作っている人が減っています。もう年だから、大変だから、芋は作れんなあ、などと言って辞めていってしまうというところがありますので、今後については今のスマート農業だとか機械化、このようなものを活用しながら労働力の軽減や省力化をしないと、どんどん減っていくなというふうに思いましたが、令和 3 年度はなんとか持ち返しまして、330 ヘクタールぐらいまで復活しています。1 戸あたりの平均面積が馬鈴薯でいいますと 4 ヘクタールくらいということになります。それと 1 件あたりの販売額ですが、これはやはり、経営規模拡大の傾向がありますので、かなり増えてきているということです。29 年には 880 万だった 1 戸あたりの馬鈴薯の販売高が、経営規模拡大でだいたい 1.2 倍の 1000 万越えとなりました。昨年は販売単価も非常に良かった部分がありまして、1 件あたりの販売数が平均 1000 万というのは、初めての内容になりました。

GI の取得後と登録前後の価格について比較をしています。GI を頂いてから 3 年目ということになりますので、いただいた 2 年とその前の 2 年という平均をそれぞれ出していますが、5 か年平均すると 90 円、キロ当たりだったのが、登録後は 105 円になっています。登録前が 85 円ですから、だいたい 20 円くらい上がっています。これは結構大きい数字です。なかなか価格転換が難しいものが農産物であるかなと思う中で、いろいろ背景もあるのでしょうが、プラスになったということは我々としては喜ばしいかと思っています。

次は所得の話になります。右側の方で、発表の本題ですが、GI 登録前後の平均所得額を比較しています。平均収量を元に、取得前後の単価を用いて販売額を出し、そこから当時の、今の生産費を引いて比較しています。以前は 10

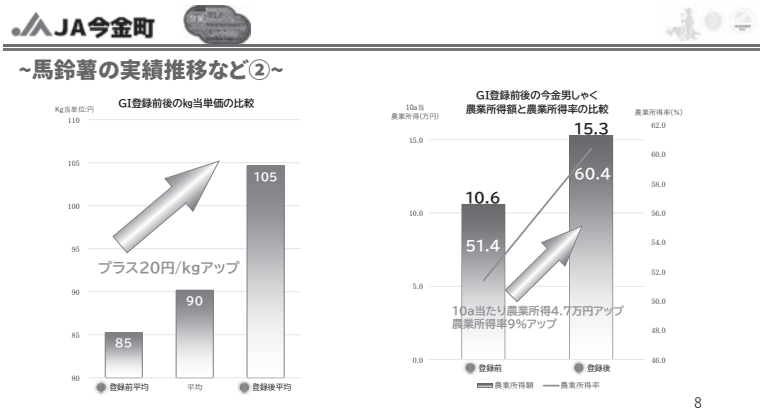

万6000円だったのが15万3000円、10アールあたり4万7000円、所得率で9%アップしたというところで、単純にいくと、1件あたり200万円を超える純増所得になります。非常に儲かるというようなところです。もう一つ効果がありまして、所得が増加するということは農家のモチベーションアップに直結するわけです。そうなると規模拡大や省力化のための投資の契機になるということで、儲かったらそれでいいというのではなくて、もう少し頑張ってみようかなという動機づけになるわけです。そういうところが、先ほど述べた、面積が少し増えて戻ってきたというところに出ているのではないかというふうに思います。

最後に、JAの取り持つ交流ということで、今年度、以前より懇意にさせてもらっていたJAところ様のピンクにんにくがめでたく登録になったそうです。早速加工品などを作っているようで、もう悔しいなと、我々も頑張らないと、というような、気が引き締まる思いでした。そして、先ほど述べた、地理的表示協議会にも参画をさせていただいて、下の方に私がいますけど、こういう会にも参加させていただきました。

最後ですが、GIは認知度がまだもう少しかなということで、我々もこのような機会をいただいたときに、GIとは

何だというお問い合わせがとても多い状況があります。その時に、いろいろな難しいことを言ってもしょうがないなと思いながら、ご当地のいいものだよというようなお話をさせてもらっています。勝手ながらですけども、GI の仲間がたくさん増えて、その中で交流が広がれば、また違う展開もあるかなというふうに思っています。世界情勢と農業情勢はやはり非常に厳しいと言わざるを得ないと思いますが、この GI の取り組みが地産地消や国産国消につながり、最終的には SDGs への取り組みにもつながることを確信しております。

拙い発表でございましたが、以上で終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

講演３　知的財産と地理的表示

高倉　成男
明治大学名誉教授、スズエ国際特許事務所顧問弁理士

皆様こんにちは、高倉成男と申します。今年３月に明治大学を定年退職し、現在は弁理士として仕事をしています。本日は知的財産法の観点から地理的表示についてお話をしてみたいと思います。

先ほど佐藤さんからお話があったように、地理的表示（GI）とは何か、まだ一般国民の間に十分理解が深まっている状況ではありません。これを今後どう深めていくかが課題です。また地域ブランドを保護する法制度には、他にも、地域団体商標、食品表示法、不正競争防止法などいろいろありますが、その中でGI制度にはどういう特徴があるか、その特徴を生かすにはどうすべきか。そのようなことを考える契機となるようなお話を提供できればと思っております。

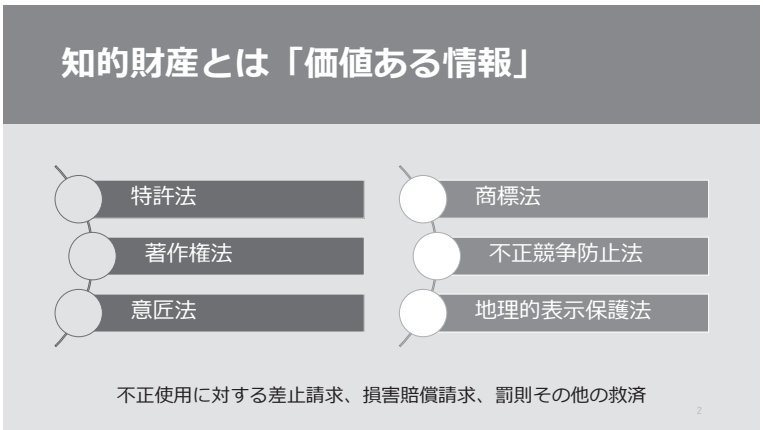

初めに、知的財産とは何かからですが、一言で言うと、価値ある情報です。発明や著作物、ブランド、商標、こういったものがその典型例です。このような知的財産を創出するのは簡単なことではなく、時間もお金も工夫も必要です。努力も必要です。一方、他人の創作物を模倣するのは比較的簡単です。こういう模倣又は不正使用をそのまま放置しておくと、いい知的財産を生み出すモチベーションが下がってきて、長い目で見ると社会的には損失です。そこで、保護すべき知的財産を模倣から守るための特別な法制度が必要になってきます。これが知的財産法です。特許法、著作権法、意匠法、商標法、こういったものはすべて知的財産法と呼ばれています。

地理的表示保護法、以下ではGI法といいますが、これも広い意味で知的財産法です。ただし、GI法には、GIを不正に表示する産品が市場に現れたとき、被害を受けたGI団体が、「差止請求権」というのですが、裁判に訴えてその不正表示品の生産・販売をやめろと求める権利、そういう権利はありません。ですから、厳密にはGI法は知的財産法にあたらないという見方もあります。しかし、GI法では、不正表示品は農林水産省が排除命令を発出し、取り締まってくれますので、結果的に、GI団体の被害は救済されます。救済措置があるという点では他の知財法と同じですから、GI法も知的財産法の中に入れようという考えもあります。結局、GI法が知的財産法にあたるかどうかは、知的財産法の定義によることですから、分類はどちらでもいいのです。ただ、我が国のGI法には差止請求権はなく、行政による排除命令という形でGIが守られているという点はしっかり理解しておいてください。

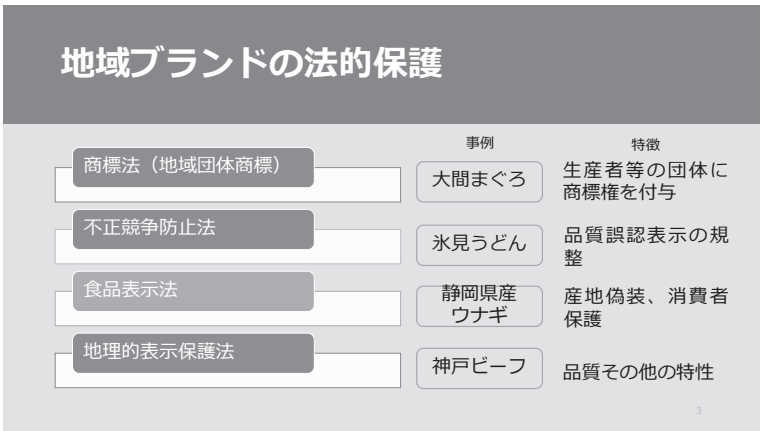

続きまして、地域ブランドの保護にはいろいろあるというお話です。例えば、商標法、とくに地域団体商標による保護です。2006年、商標法が改正されて、地域団体商標制度ができました。地名は原則として商標保護の対象から除外されています。なぜかというと、地名は地域の共同財産であって、それを特定の個人や株式会社が自分のものにしてしまうことは許されないからです。地域団体商標制度はその原則の例外です。したがって、出願人は、個人や株式会社ではなく、その地域を代表する生産者団体、例えば、大間まぐろでいえば、大間漁業協同組合です。その商標出願が著名性その他の要件を満たせば、その出願人に大間まぐろについての商標権を与えましょうという制度です。これは商標権という財産権ですから、侵害されたら大間漁業協同組合が裁判を起こして、他者による不正使用に対して差止を求めることができます。損害があればその賠償も請求できます。逆に言うと、侵害に対する救済は自己責任です。ここは地理的表示との違いとして、注目しておいてください。

それから、不正競争防止法という法律があります。これは実際の裁判例ですが、産地を偽って「氷見うどん」というどんが売られていました。この場合、氷見うどんの関係者が同法に基づいて差止請求権や損害賠償請求権を行使することもできますが、地名の不正使用(誤認惹起行為)は公衆を欺く行為ですから、公益を守るために警察が公権力を行使することもできます。罰則による抑止力によって、氷見うどんでないものを氷見うどんとして偽って売ることが排除されますから、結果的に氷見という地域ブランドが保護を受けるという効果が生じます。

それから、食品表示法という法律があります。これは一般には知的財産法にあたるとは考えられておりませんが、産地名の保護に関係します。食品表示法では、食品の表示についていろいろルールがあって、産地を正しく表示せよというルールもあります。これに違反すれば、内閣府の消費者庁から指導を受けます。外国産のウナギに「静岡県産」と表示すれば、排除命令が出ますから、その結果として、「静岡県」というブランドが守られるという効果が生じます。これに対してGI法は、杉中審議官や佐藤さんのお話にあったように、「品質特性」と「産地名」をセットにして登録するのです。地域団体商標としての「神戸ビーフ」であれば、産地が「兵庫県産の和牛の肉」であるかどうかのみが問題になりますが、GIの場合は、素牛が但馬牛であること、肥育期間28か月以上、肉質等級、枝肉重量など、品質

特性に関する細かいことまで登録しておいて、その登録基準を満たすものしか、GI マークを付すことはできません。正しい表示かどうかは生産地だけではなく、素牛、期間、品質、その他の登録基準全てを満たすものでなくてはなりません。ですから、逆に GI マークが付いて適法に販売されている産品は、政府によって品質特性が保証されているということですから、高い価格で取引されることになります。他方で、メロンの GI であれば、天候不順等によって所定の糖度のメロンを出荷することができないことがありますので、出荷契約未達のリスクを負うことになります。したがって、天候や環境の影響を受けやすい農産品については、地域団体商標で守るか、GI 保護まで獲得しておくか、GI の場合の品質特性をどのレベルで定めておくかは慎重に判断しなくてはなりません。高い品質をアピールして、GI によるプレミアム価値を求めて少量高価格路線でいくのか、大衆価格で大量に生産して「量」で利益を上げる路線でいくか、産品や地域の実情に応じていろいろ戦略を考えないといけません。

以上、ご紹介しましたように、地域ブランドを保護する法制にはいろいろなものがあります。関係者の方々は、この中からどれをどのように活用していくか、よく検討しておく必要があるかと思っております。

本日は、その中で、GI 制度はどのようなメリットがあるのか、どのような点に注意をしなければならないのか、法律の観点から、もう少し話を進めていきたいと思っております。その前に、我が国の GI 制度に影響を与えた国際法である TRIPS 協定について、もう少しお話をしておきたいと思います。これについては杉中審議官から包括的なご説明がありましたので、私の方からは、主に知的財産法の切り口からお話をしてみたいと思います。それでも重なるところは多々あるでしょうが、重なっているところはそれなりに重要なところだと受け止めていただければと思います。

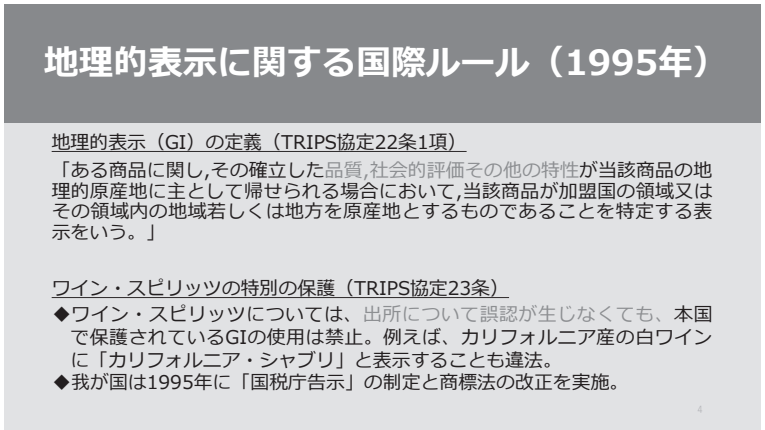

ご覧になっていただいているスライドに TRIPS 協定における GI の定義が表示されています。TRIPS 協定とは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」という条約の英文名の頭文字を取った略称です。特許、意匠、商標、著作権等に関する国際ルールです。その中には地理的表示に関するルールも含まれています。TRIPS 協定に地理的表示を入れることには、アメリカが強く反対しました。ヨーロッパ、当時は欧州共同体（EC）ですが、便宜上、ここでは EU（欧州連合）と呼ばせていただきますが、EU が保護を求めたのは、主にワイン、チーズ、ハムなどの加工品についての GI ですが、ご承知のとおり、アメリカ、チリ、オーストラリア、ニュージーランド等々には、欧州からの移民の方々がワインなどの製造技術を携えて移住し、欧州の有名なワイン名称をそのまま新大陸でも使い続けてきたという歴史があります。カリフォルニア・シャブリ、チリのリオハワイン、オーストラリア・バーガンディなどの名称はその一例です。ちなみに、バーガンディは、ブルゴーニュの英語読みです。ここに EU の不満がありました。カルフォルニア・シャブリなど新大陸諸国のワインは味もよく、価格も手ごろです。このままでは世界のワイン市場において本場のワインが負けてしまうという危機感をもった EU は、シャブリ、ボルドー、シャンパーンなど、本国で GI として保護されているワインについては、他国のワイン業者はその GI を使用してはならないという新たな国際ルールを作ろうとしたのです。1986 年に始まったガットウルグワイランド交渉の中で最も重要な争点の 1 つに浮上しました。

このEU提案に対して、アメリカのみならず、多くの国が反対しました。EUが求める新ルールは、消費者が産地について誤認混同をしなくても使ってはいけないという新しいルールであったからです。当時、アメリカや日本、その他大多数の国では、消費者が産地について誤認混同するかどうかが、産地表示の不正使用にあたるかどうかの判断基準でした。カリフォルニア・シャブリという表示は、産地がカリフォルニアであることを消費者に正しく伝えていますので、不正使用にあたらないと解釈されていました。しかし、欧州ではこれは不正なのです。なぜ不正かというと、欧州の認識では、シャブリという地名が「希釈化」されてしまうからなのです。これを英語でダイリューションといいますが、要は、それは著名な地名の名声にフリーライド（ただ乗り）する行為であって、それ自体不正であり、かつ、真正の地名がもつ「価値」を薄めてしまい、真の生産者に経済的損害を与えてしまうからという認識です。そこで、EUは、「本国で適法に保護されているGIは他国においてもこれを使用してはならない」というルールを各国が定めることを求めたのです。

このＥＵ提案にはアメリカを中心に多くの新大陸諸国が反対しましたが、最終的には、アメリカはこれを飲んでしまいました。なぜかというと、これも杉中さんのお話にありましたが、アメリカなど新大陸諸国は、農業分野の交渉において、欧州に対して農業補助金の削減を求めていました。農業交渉と知的財産交渉は、まったく別の交渉でしたが、この２つの交渉の間で取引（バーゲニング）が成立したのです。農業補助金の削減要求をEUは受諾する代わりに、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドといった新大陸はワイン・スピリッツのGI保護の強化を受け入れるという合意が成立したのです。

日本は、ワインの生産国ではなく、消費国ですので、ワインのGI保護にはそれほど積極的ではなく、国際ルールで決まったことは最小限守っていきますよというスタンスでした。TRIPS協定には、GI保護は、GI法という特別法を作らなくても、「行政による規制でもよい」という規定がありました。欧州はこれには不満でしたが、妥協の産物でそうなりました。日本はこの「行政規制方式」を採用しました。日本では、お酒のラベル表示については、国税庁が「外国のGIは使用してはいけない」というルールを定め、違反したら、酒類の製造販売を禁止するというペナルティをバックにしてその実効性を担保しています。差止請求権も損害賠償請求権もありません。これでTRIPS協定のルールは最低限、充足しています。

ですから、TRIPS協定が成立したので日本もGI法を導入したと考えるのは誤解です。日本が2015年にGI法を導入したのは、TRIPS協定による義務とは無関係です。農産品のGI法は我が国独自の政策判断で導入したものです。もちろん、日本のGI法におけるGIの定義がTRIPS協定に準拠していることはいうまでもありません。また、我が国がGI法を導入した背景の１つに、TRIPS協定を契機に世界にGI法を備える国が増えてきたという認識がありました。そういう意味では、我が国のGI法の導入にTRIPS協定の成立が影響を与えたことは否定できません。

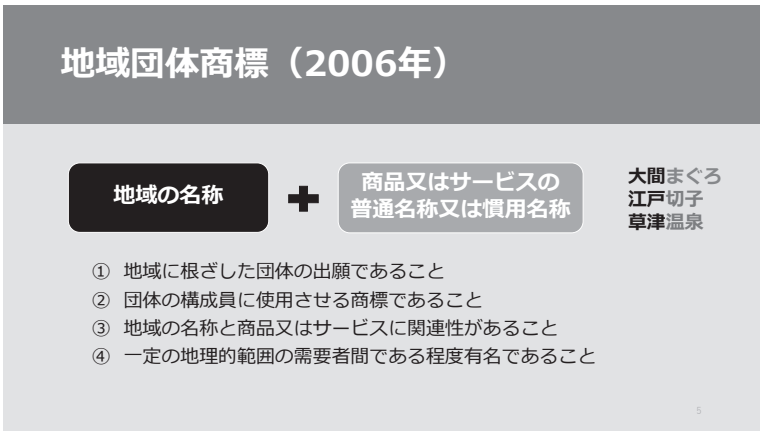

さて話は前後しますが、先ほどご紹介した地域団体商標について、もう少し説明しておきます。2006年にスター

トし、現在までに約 800 の産品が登録されています。農産品だけではなく、あらゆる産品、あらゆるサービスが対象です。江戸切子のような工芸品も入っています。合計 800 のうち、農林水産物が約 400 です。登録要件は、ごらんのとおりですが、普通名称になっているものは、保護の対象になりません。例えば、博多ラーメン、札幌ラーメンは、非常に有名です。しかし、博多ラーメンは豚骨味のラーメンの普通名称になっています。札幌ラーメンは味噌味のラーメンの普通名称になっています。普通名称は皆の共有財産ですから、商標登録を受けることはできません。一方、和歌山ラーメンは、そこそこ有名ですが、まだ普通名称化していません。これは登録可能です。登録を受けるには、ある程度の有名性は必要ですが、超有名になって普通名称にまでなってしまったものはダメということです。
商標は、登録した時には普通名称でなかったとしても、その後、普通名称化してしまうと権利期間の更新（10 年ごと）ができなくなります。エスカレーター、キャタピラー、セロテープ、これらはいずれも当初、商標でしたが、その後、普通名称になってしまった事例です。ですから、商標権者は自らの努力で、自分の商標が普通名称化しないように努力しないといけません。例えば、味の素は味の素株式会社の商標登録ですと言い続けておかないと、いつのまにかグルタミン酸調味料の一般名称になってしまいます。

商標法は普通名称化を避ける努力を権利者に負わせています。GI 法は違います。GI 法は、GI が普通名称化しないように法制度そのものが担保しているのです。例えば、シャブリの例でいえば、白ワインのことを「シャブリタイプの白ワイン」と呼ぶことを放置しておくと、そのうち白ワインのことを皆がシャブリと呼ぶようになってしまいます。GI 法が「シャブリタイプの白ワイン」といった表示を違法化し、禁止しているのは、シャブリの普通名称化を阻止するためです。

このように、地理的表示法と商標法の一番の違いは、普通名称化を止める機能があるかどうかです。ですから、自分の産地ブランドが一般名称化するおそれはない（そこまで有名になる可能性はない）と判断するときは、もしかしたら GI 法による保護はいらない（地域団体商標による保護で十分）かもしれません。しかし、商標は、その知名度が高まると、あっという間に普通名称化してしまう場合があります。GI 法には、普通名称化を阻止する機能が組み込まれていることを理解しておいてください。商標法と GI 法の大きな違いの 1 つはここにあることを見落としている方も多いので、強調させていただきました。

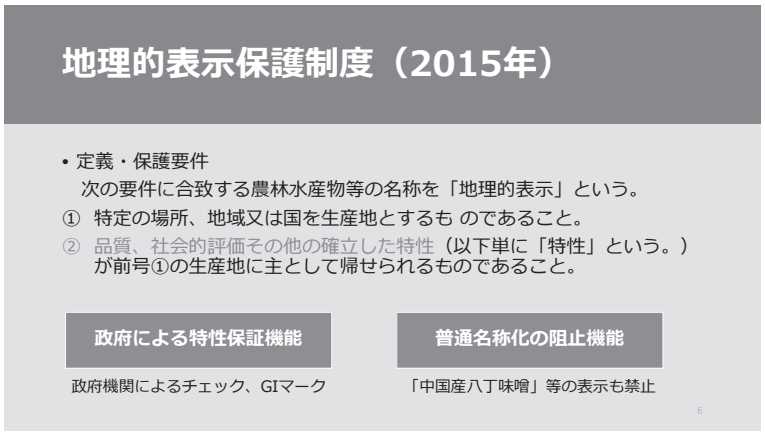

あとは簡単にいきましょう。地理的表示の保護制度が 2015 年にできました。これも杉中審議官の報告と重なりますので、私としては 2 点だけ強調しておきます。

1 つは、政府による特性保証機能です。本当は「品質保証機能」と言った方がわかりやすいのですが、法律上、「品質その他の特性」となっております。GI 登録産品は現在 122 ですが、そのうち、和牛は 10 あります。ブランド和牛は全国にたくさんありますが、科学的に詰めていくと、実は品質はそう違わないのです。しかし、品質が違わなくても、社会的評価や名声が顕著であれば、GI 登録は可能なのです。TRIPS 協定の GI の定義もそうです。GI 法は科学的な品質だけでなく、その産地の人々の長年の努力によって形成された社会的評価・著名性にも着目し、それにフリーライ

ドしようとする他者の行為を許さないという「特性保証機能」があることを強調しておきます。

もう 1 つは、先ほどお話した「普通名称化阻止機能」です。これは国際的な普通名称化を阻止することにもつながっています。例えば、八丁味噌は GI として登録されていますので、日本国内での普通名称化の阻止にも寄与していますが、それにくわえて、日 EU の二国間協定を通じて EU 域内でも保護されることになっていますので、もし EU 市場において「中国産八丁味噌」と表示する製品が出てきたら、EU 当局はそれを排除してくれます。こうして国内外において八丁味噌ブランドが守られ、普通名称化する事態になることを避けることができるのです。

地域団体商標と地理的表示の対比

	地域団体商標（2006年）	農産品地理的表示（2015年）
1．保護の対象	全分野の商品・サービス	農産品
2．主な保護要件	一定地域における知名度	特性と産地名の結びつき
3．不正使用に対する救済	差止請求、損害賠償請求	行政による排除命令
4．保護の期間	原則10年、更新可能	無期限
5．普通名称化阻止機能	なし	あり
6．外国での保護	個別出願	個別申請又は二国間相互承認

7

このスライドは、地域団体商標と地理的表示の対比です。時間の関係で、3 番と 6 番だけご説明しておきます。3 番ですが、不正使用については、商標の場合、権利者が自ら裁判を起こして差止請求、損害賠償請求をするのに対し、GI の場合、行政による排除命令があります。次に 6 番ですが、外国で GI 保護を受ける場合、地域団体商標の場合、自分で出願書類を外国語で作成して権利を取らないといけませんが、GI の場合は、政府間のリスト交換による包括的な相互保護協定があります。個別申請手続は不要です。

地理的表示のジレンマ

- 特性のレベルを上げると構成員が少なくなる・・
- 特性のレベルを上げると天候不順の影響が心配・
- 特性のレベルを下げると市場価値が下がる・・・
- GI取得によって構成員間の競争がなくなる・・・

8

地理的表示には、実はジレンマがあります。農林水産省に登録する特性のレベルを上げる、糖度はこのくらいにしよう、とハイレベルにすると、実はそのレベルの産品を生産できない構成員が増えてきます。また天候不順の影響が心配になってきます。だからといって、特性のレベルを下げると、マーケットバリューが下がってしまいます。そういう悩みがあります。

それから、また違うタイプの悩みですが、地域全体で共通の GI を取得してしまうと、その構成員の間の競争がなくなってしまうという心配もあります。例えば、味噌のような加工品の場合、地域全体で「〇〇味噌」と GI 登録されてしまうと、長い歴史や高品質の社会的評価を得ている構成員と、そうでない構成員の製品が同じような扱いを受けることとなり、生産者にとっても消費者にとっても、なんとなく納得できない部分が生じます。そういう場合の 1 つのソリューションは、各社の商標の活用です。製品だけではなく、屋号を商標化することも選択肢です。こうして

各社の商標とGIを組み合わせることにより、全国市場・世界市場では地域一体となって協調して行動しつつ、構成員間では各社商標を活用して差別化を図り、競争していくというやり方もあるのではないでしょうか。

それからもう1つ。これは法改正をしないとできないと思いますが、GIそのものを階層化することです。多くの生産者が参加できる広域の地名を含むGIと、その中で特にプレミアム価値を持っているハイレベルの特性のGIというふうに2段構えにすることです。これについては、その必要性も含め、今後の検討が待たれるところです。

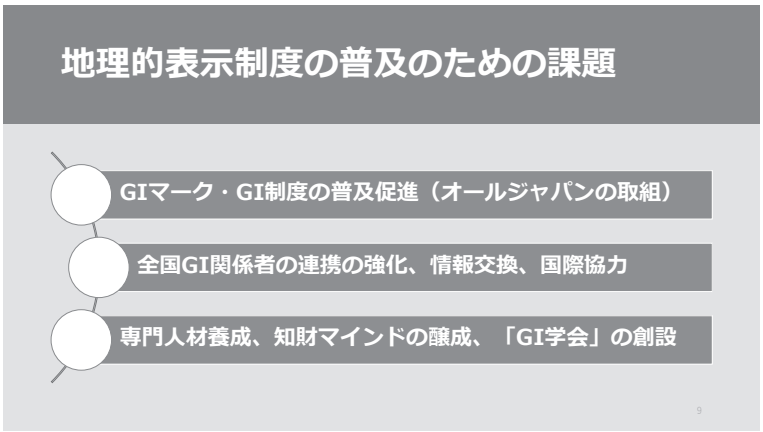

最後に、これは後ほどのトークセッションの話題にしていただければと思っておりますが、1つは、GIマーク及びGI制度の普及促進です。街中にGIマークが溢れるようにしてもらいたいのです。今金さんのお芋も、加工品にGIマークが付けられるようになったということですが、おそらく農林水産省もGIマークの普及のために柔軟な解釈をしたのではないかと思います。海外での日本GIの普及のためには、オールジャパンの取組が必要です。クールジャパンの制度を利用するのも1つの手ですね。

それから、2つめは、全国GI関係者の連携強化。これについては、すでに全国地理的表示協議会ができました。今後は情報交換、不正表示品の取り締まりについての相互の協力、あるいは外国の地理的表示団体との連携ということも考えられるかなと思っております。

3つめとして、弁護士、弁理士さんのような農業知財を扱える専門家人材の育成、いずれはGI学会のような学術界の組織もできたらいいなというふうに思っています。

最後は少し駆け足になりましたが、以上で私からの報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

講演４　GI とテリトーリオ
持続可能なフードシステムと豊かな社会のために

木村　純子
法政大学経営学部教授

あらためまして、こんにちは。法政大学の木村純子です。

日本の安全保障が脅かされています。安全保障といっても防衛力のことではなく、食料の安全保障です。

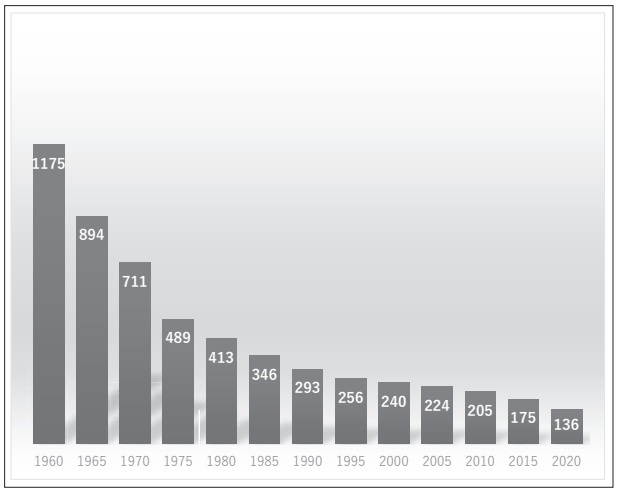

図１　農業従事者推移　出所：農林水産省「農林業センサス」

内からの理由として、農業人口の減少が挙げられます（図 1）。農業人口減少の原因は日本の農地面積はそのほとんどが中山間地で、大型機械の導入が難しく、効率化ができないからです。地域農業の担い手が育たないのです。外からの理由としてはウクライナ危機、原油高、円安などが挙げられます。調査で訪ねた酪農家の皆さんも赤字経営ですが、消費者に牛乳を届けようと必死に踏ん張ってくれています。食料自給率が世界的に極めて低い 37% の日本は、食料危機が迫ったいま、輸出振興もさることながら、国内生産と消費の確保に全力を挙げるべきです。地理的表示は、持続可能なフードシステムのカギの１つだと考えています。

もう１つの問題提起です。豊かな社会とはどのような社会でしょうか。イタリアに２年住んでいましたが、この国は、経済的には必ずしも裕福ではないかもしれませんが、人々の暮らしはなんて豊かなのだろうと強く思います。その豊かさの源泉を当時は「農業の底力」と表現していました。日本に帰国後もイタリアの調査を進める中で「底力」と表現したことが「農業の多機能性」を指していることが分かりました。農業の多機能性とは何でしょうか。生産性が低いために捨て去られていた在来品種を復活させることで実現する生物多様性、人々の心をいやす景観、水をろ過してくれる水質保全機能などが農業の多機能性です。イタリアの消費者は、農業の多機能性を農産物・食品の価格に反映させることに納得し、農業を支えています。（図 2）

図２　農業の多機能性が創る豊かな社会

日本で、持続可能なフードシステムを確立するためにどのようにすればよいでしょうか。EU はその共通農業政策からもわかる通り、経済的支援だけではなく、環境問題を解決することや、社会問題を解決することを目標に掲げています。いいかえると、経済の側面だけではなく、非経済の側面とのバランスを取ることに力を入れています。

ヨーロッパの GI 制度は歴史があります。もともとは、フランスのワインの模倣品を取り締まるために法律が誕生しました。産品の特性が生産地の特性と結び付いていることを明らかにして産品を保護する制度です。自然要件と人的要件がその特定の生産地で作られる産品にオリジナリティを与えます。

EU27か国の食品GI産品数農産物・食品
(2022年11月26日現在)

順位	国	PDO	PGI	合計	%
1	イタリア	173	142	315	22.4%
2	フランス	109	150	259	18.4%
3	スペイン	105	97	202	14.4%
4	ポルトガル	65	78	143	10.2%
5	ギリシャ	79	36	115	8.2%
6	ドイツ	12	81	93	6.6%
7	クロアチア	17	21	38	2.8%
8	ポーランド	10	24	34	2.4%
9	チェコ	6	24	30	2.1%
9	ハンガリー	9	21	30	2.1%
11以下	その他17国	52	95	147	10.4%
	EU全体	637	769	1406	100%

地中海沿いを中心とする南欧諸国5国で73.6%
(1034産品)

順位	国	PDO	PGI	合計
11	スロベニア	11	13	24
12	ベルギー	4	12	16
12	オーストリア	11	5	16
14	スロバキア	3	12	15
15	オランダ	6	5	11
15	スウェーデン	5	5	10
17	キプロス	2	8	10
18	ルーマニア	1	8	9
19	デンマーク	0	8	8
19	フィンランド	5	3	8
19	アイルランド	3	5	8
19	リトアニア	1	7	8
23	ラトビア	1	3	4
24	ブルガリア	1	2	3
25	ルクセンブルグ	2	0	2
26	エストニア	0	1	1
27	マルタ	0	0	0

出所：https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/geographical-indications-register/

図 3　EU の農作物・食品の国別 GI 登録数

2022 年 11 月 26 日現在、ヨーロッパの GI は農産物・食品で 1406 産品あります。(図 3)

上位 5 か国は地中海沿いを中心とする南欧諸国で、地形や文化や伝統に多様性があり、それらを守ろうとする気質が高い国々です。登録数で最も多いのはイタリアです。イタリアで、近年、たいへんよく使われる言葉があります。テリトーリオです。テリトーリオはフランス語のテロワールとは違います。フランス語でテリトーリオはテリトワールです。イタリアのテリトーリオは都市と集落と農村で、1 つの共通する社会経済的、文化的なアイデンティティを持つまとまりのことです。自治体の区分というわけではありません。江戸時代の藩、土佐藩や薩摩藩をイメージしていただくといいかもしれません。日本語では地域圏と訳される場合もありますが、GI 産品によって農村の輝き取り戻すイタリアで急速に広まっている言葉であることから、テリトーリオを使いたいと思います。

イタリアをはじめとするヨーロッパが、特にアメリカに対抗する競争力として、テリトーリオ戦略を強く打ち出してきています。今年 3 月にイタリア研究者の皆さんと『イタリアのテリトーリオ戦略』という本を出版しました。イタリアの GI 産品の取組みをふんだんに紹介しています。(図 4)

図 4　木村・陣内編著『イタリアの
テリトーリオ戦略：甦る都市と農村の交流』

今年 8 月末から 3 週間、イタリアに調査に行ってまいりました。今回の新しい発見の 1 つとして、「イノベーション」があります。イノベーションは日本語で「革新」と訳され、「新たに革 (あらた) める」と書きますが「新しい」という漢字が使われていることもあって、これまでの技術や状況から何か新しいことを始めるというイメージがありますが、イノベーションは既存のもの同士の組み合わせでもおこせます。古いものを復活させることもイノベーションになります。トスカーナ州のセッジャーノ・オリーヴオイル PDO のテリトーリオでは、生産者を中心に村の住民が協力し、市壁 (旧壁) の一部である防御用の塔を使ってオリーヴの木の広場にしたり、使われなくなっていた古い搾油所をオリーヴオイル博物館にして、観光客が旧市街をそぞろ歩きしながら楽しめる「分

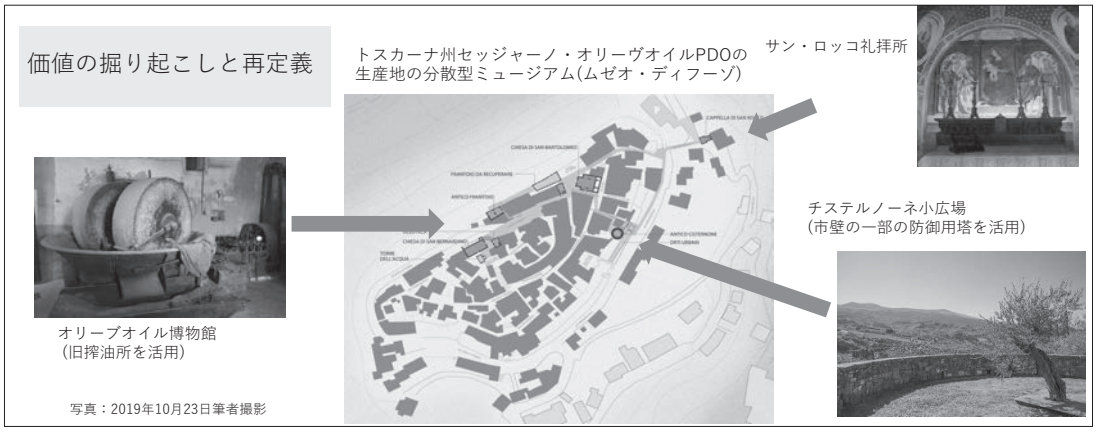

図 5　テリトーリオの価値の掘り起こしと再定義

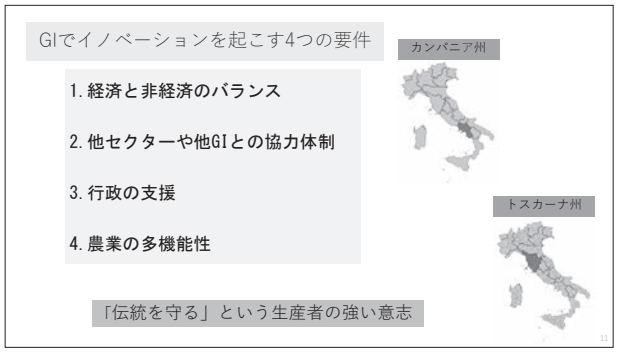

図 6　GI でイノベーションを起こす 4 つの要件

図 7　ヴェスヴィオのピエンノロのミニトマト

図 8　ヴェスヴィオのピエンノロのミニトマトの生産地
出所：https://www.qualigeo.eu/en/product/pomodorino-del-piennolo-del-vesuvio-pdo/

散する博物館」にしたことはイノベーティブな取組みです。（図 5）

イノベーションを起こすためには 4 つの要件があります。経済と非経済のバランス、他セクターや他 GI との協力体制、行政の支援、農業の多機能性です。イタリアの GI 生産者から「伝統を守る」という強い意志を感じます。GI の生産こそが地域のアイデンティティを守ることであり、そこからイノベーションが生まれます。イタリアの GI から 4 つの要件を学んでいきましょう。（図 6）

1 つ目の要件は、経済と非経済のバランスです。

こちらはヴェスヴィオ地域のピエンノロのミニトマトです。ミニトマトの収穫後、麻の繊維に結んで、1kg から 5kg の重さの大きな房を作ります。この房の事をピエンノロと呼びます。ピエンノロの束をフックか支柱を使って換気のいい乾燥した場所に吊します。12 月になるとクリスマスプレゼントとして海外での需要も増えています。（図 7）

生産地はヴェスヴィオ国立公園を囲む 18 のコムーネです（図 8）。この GI 産品はテリトーリオに根ざした郷土料理に欠かせません。パンにトマトをはさんで、オイル、塩、バジルをかけて農民が朝食べる軽食、アサリ入りのパスタや魚料理、ナポリピッツァのトッピング、薄切り肉のトマト煮込みにも使います。地元で楽しむことができる GI 産品を使った料理です。

こちらはチェターラのイワシのコラトゥーラです。カタクチイワシを塩で発酵させて作る魚醤です。しょっつるです。生産地はアマルフィ海岸の小さな町チェターラです。13 世紀後半、修道院で誕生しました。修道士が古いワイン樽を使って魚を塩漬け貯蔵していました。樽の接着面が剥がれて液体がゆっくりと漏れ出ていました。

部屋になんともよい香りが充満し、その琥珀色の液体を茹でた野菜に使ったらあまりに美味しいので驚きます。地元の住民にも分け与え、住民は自宅でそれを作り始めました。

原料であるカタクチイワシはサレルノ湾で３月末まで、ランパラ網を使う巻き網漁で漁獲されます。20 隻あった漁船は現在５隻のみです。（図 9）

最低９ヶ月間熟成させた後、容器の底に穴を開け、液体を一滴ずつグラスに注ぎます。濃い琥珀色の透明な液体がぽたぽたと落ちてきます。PDO は９か月の熟成でいいのですが、写真のネットゥーノ工房の生産者は自分のおじいさんの作り方にこだわって３年間熟成させます。（図 10）

経済価値として、生産量は８万～ 10 万リットル。100ml あたり 10 ユーロとして売上高 €800 万～ €1000 万。規定の９か月を超えて熟成させたなら年間売上高 €1,500 万です。日本円で 22 億円ほどになります。社会価値として、漁村ツーリズムがあります。パスタ料理、魚、野菜の味付けに使われます。コラトゥーラを使ったスパゲッティは最もシンプルで最高のレシピの１つです。

生産者が多角化経営することで、テリトーリオの景観とエノガストロノミアを実現し、観光客は唯一無二の体験をできます。東京にお取り寄せしていては体験することができません。海のそばのこのお店もコラトゥーラを作っている生産者でありレストラン経営もしています。右の写真は上と下が同じようですが、下の写真は創業時のものです。GI 産品の生産地に変わらずにあり続けるお店です。（図 11）

３つ目はアマルフィ海岸のレモンです。品種は地域在来のスフサート・アマルフィターノです。アマルフィ海岸にレモンの木があることは、何世紀にもわたって記録されてきました。11 世紀初頭から、レモンがビタミン C 不足による壊血病に効果があることが発見されたので、アマルフィ共和国は、船にレモンを積んでおくように命じました。12 世紀から 14 世紀にかけて、この地域にレモンの果樹園が作られるようになり、それ以降、レモン畑は大きな面積を占めていくようになります。（図 12）

アマルフィ海岸のレモン栽培は、コミュニティの経済のみならず、景観の形成にも重要な役割を果たします。土地が急傾斜しているため、農園は擁壁で囲まれた段々

図 9　チェターラのイワシのコラトゥーラの生産地
出所：https://www.qualigeo.eu/en/product/colatura-di-alici-di-cetara-pdo/

図 10　伝統的製法を守る GI 生産者

図 11　GI 産地で体験する景観とエノガストロノミア

図 12　アマルフィ海岸のレモンの生産地
出所：https://www.qualigeo.eu/prodotto-qualigeo/limone-costa-damalfi-igp/

図 13　農業の多機能性

畑の上に作られ、段々畑がこのテリトーリオの景観を特徴づけます。観光業の復興は「青い海と緑の柑橘類のマリアージュ（結婚）のおかげ」と言われています。土地の水質保全にも重要な役割を果たし、地質保護にも役立っています。（図 13）

経済と非経済のバランスをとるために、伝統を維持しながらも革新しています。具体的には、GI の明細書を変更しました。何世紀も前から伝わる伝統的な方法で、栗の木を支柱にしてレモンを育てます。アマルフィ海岸のレモン生産地は、世界的な社会経済の発展や観光化で特にアマルフィ海岸はオーバーツーリズムが問題になっていますので、農業と林業が放棄されるようになりました。生産コストを下げるために、伝統的な栗の支柱ではなく、品質の悪い木材を使うようになったため、支柱の寿命が短くなり、場合によっては支柱の減価償却に至らないこともあります。そこで、木材の代わりに環境にやさしい素材を支柱として使うことで、レモン畑の景観をそこねることなく、支柱を設置することができるようになりました。新素材で固定費が下がるので、生産者がレモンを栽培するインセンティブになります。作業場の安全性についても、非木材の支柱を使用することで、特に木立の高い位置で作業を行う場合、安全性を確保できるようになりました。

イノベーションの２つ目の要件は、他セクターや他の GI との協力体制です。

アマルフィ海岸 PGI レモンでは異なるセクターが協力して高品質農産物ディストリクトを作りました。インダストリアル・ディストリクトは産業地区のことですが、農産物ディストリクトは農業によって結ばれたテリトーリオです。単にレモンを生産するだけでなく、その特性を世界に広めるために、レモン農家、サレルノの官民レモン事業体、GI レモン登録団体、州立公園、食品企業のコンソーシアム、レモン加工品生産協同組合が協力して活動します。協力することで農村開発資金計画や農業政策管理が容易で効率的になります。GI 産品そのものだけではなく、テリトーリオを守りながら、生産と伝統の結晶であるレモンの関連商品・サービスを積極的にプロモーションしていきます。

こちらは他の GI との協力です。カンパニア州カゼルタ県のアヴェルサ地区のアスプリーニョワインというお酒の GI と、水牛のモッツァレッラ・チーズ PDO の食品の GI の協力です（図 14）。9 月に訪ねたワインの生産者は、この日ちょうど始まったブドウの収穫をブドウ畑で見せてくれました。4 世代にわたってブドウ栽培に携わるボルボーニ社の当主ニコロ・ヌメロウスさんは、ほとんど忘れ去られていたアスプリーニョというブドウ品種に着目し、復活させた造り手です。カンパニア州南部に古くから伝わるポプラの樹を支柱にする、アルベラータ方式でブドウを栽培します。その高さは 15 ～ 20 メートルにいたり、作業はハシゴに昇りすべて手作業で行われます。訪ねたイ・ボルボーニ社は、自社のブドウ畑を持ちワインを醸造しています。日本では税込 1 本 4,180 円程度で販売されています。

図 14　他 GI との協力体制

図 15　テリトーリオの料理とワインのエノガストロノミア

当日は水牛モッツァレッラ・ディ・ブーファラ・カンパーナ DOP の GI 生産者も駆けつけてくれて、彼が朝作ったチーズをブドウの収穫の下でワインと共に楽しむエノガストロミアを体験しました（図 15）。水牛牧場も見学した後、旧市街にあるニコロさんのワイナリーに案内され、ワインとチーズを提供してくれました。GI のお酒と食品が協力するから特別な体験をすることができます。

こちらはトスカーナ州です。9 月 9 日、今年出版した本の調査先だったトスカーナ州のセッジャーノ村を再訪し、出版記念講演会を開催してもらいました。（図 16）

トスカーナ州庁の声がけで PDO と PGI の生産者が一堂に会してくれました。具体的には、トスカーナのパン PDO、トスカーナのペコリーノチーズ PDO、アミアータ山の栗 PGI、ガルファニャーナ産のスペルト小麦 PGI などです。出版記念講演会の後は、各生産者が持ってきた GI 産品の試食会がありました。これはひとえに、トスカーナ州庁の行政官の人望とネットワークと信頼を GI 生産者たちと築けているからなせるわざだと思いました。（図 17）

GI のセクターを超える取り組みもあります。GI 産品を原材料としてファストフードのマクドナルドがハンバーガーを発売しました。（図 18）

イノベーションの 3 つ目の要件は行政の支援です。8 月 29 日にナポリがあるカンパニア州庁で農村政策の詳しい説明を受けました。農村開発政策には多様な措置があり、各生産者は、就農したり、新規の機械を購入したりといった自分のニーズに合った補助金を受けます。

図 16　『イタリアのテリトーリオ戦略』
出版記念講演会

図 17　州内 GI 生産者の信頼とネットワーク

図 18　GI 産品を使ったマクドナルドメニュー
出所：2022 年 7 月 25 日 QUALIVITA 財団

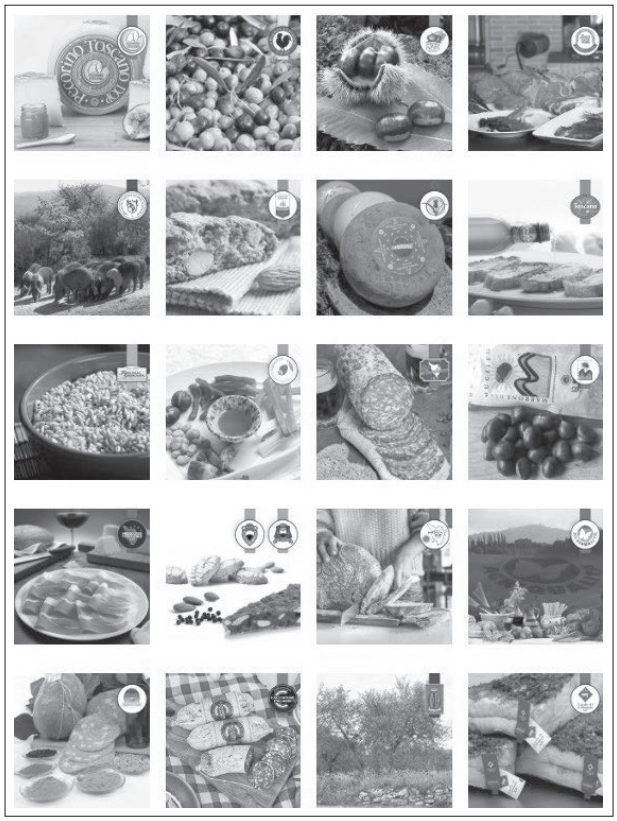

図 19　トスカーナ州主催 B2B イベントに出展した GI 産品
出所：https://www.buyfoodtoscana.it/consorzi/

図 20　GI の環境価値と社会価値

図 21　エノガストロノミアツーリズムで持続可能なフードシステム

行政は、交易 (経済) とコミュニティ (非経済) のバランスを取っています。トスカーナ州は、BuyFood という B2B のイベントを開催し、交易を促進しています。（図 19）

イノベーションの 4 つ目の要件は農業の多機能性です。1 つ目に、農業活動は社会価値を創出します。社会包摂ワイナリーがあります。障害者の人たちを雇用し、自立を促しています。

2 つ目に、環境価値があります。9 月 9 日に行ったセッジャーノでは、眼下に広がるオリーヴ畑の奥に、テリトーリオのアイデンティティであるアミアータ山があります。オリーヴを 1 本植生した広場で講演をさせてもらいました。夕暮れには、ちょうどその日は満月の前日だったのですが、アミアータ山から月が昇ってきて神秘的でこうごうしく、息を飲むような美しい光景を見ることができました。（図 20）

3 つ目に、持続可能なフードシステムであり、さらにエノガストロミア・ツーリズムがあります。卵茸というたいへん美味しいキノコがありますが、オリーヴオイルの生産者の息子グレゴリオ君と採りにいきました。グレゴリオ君は採ったキノコを村のレストランに持ち込み、それをランチで食べることができました。そこでだけ、その時だけ、その土地の人と楽しむことができる食体験です。（図 21）

日本の農業政策の2本柱　@日本政府の新しい資本主義

1. 農林水産業の成長産業化の推進
2. 家族農業や中山間地農業などが持つ多面的機能の維持

1.　農林水産業の成長産業化の推進

1. デジタル技術を用いたスマート農林水産業を生産現場で進め、若者にとっても魅力のある産業としていく。このため、技術の研究開発や生産現場での実証・経営改善効果の分析、スマート機械のシェアリングを通じたスマート農業産地の形成、農業高校でのスマート機械の導入、効率的な林業生産・流通に役立つ森林資源情報のデジタル化、漁業生産の基礎となる資源管理のためのデジタル技術を用いた漁獲情報の収集による資源の的確な評価などを支援。
2. 世界でも評価の高い日本の農林水産物・食品の2025年2兆円、2030年5兆円という輸出額目標の達成に向けて、商談会の開催、プロモーションの実施、オールジャパンとして活動する品目団体の活動、国内の輸出産地に対する専門家の派遣、輸出拡大に必要な加工・保管等の施設の整備などを支援。
3. 森林の若返りによるCO2の吸収拡大を通じて、カーボンニュートラルにも貢献していくため、伐採、利用、植栽の好循環に向け、路網の整備、国産材の加工施設の大規模化、成長の早いエリートツリーの苗木の生産施設の整備などを支援する。

2.　多面的機能の維持

- 国民全体が享受している農業・農村の持つ国土保全等の多面的機能を維持していくため、農業用水路等を地域で共同作業により管理する取組や中山間地域での各集落の農地の利用や担い手についての将来像を策定した上で実施される持続的な農業生産活動への直接支払いを推進。

(2021年11月 新しい資本主義実現会議)

図 22　経済と非経済のバランス：日本の政策

ひるがえって日本の経済と非経済のバランスのとり方はどうでしょうか。2021 年、日本の農業政策の 2 本柱が出されました（図 22）。EU と同様に、1 つは農林水産業の成長を目指すもの、もう 1 つは農業多機能性の維持です。単純なのですが、文字数を経済と非経済のバランスがとれているかのものさしにすると、経済パートが 8 割です。多機能性は 2 割程度で具体的な施策がまだ示されていません。輸出促進だけでなく、非経済とのバランスを取ることが必要です。

とはいえ、日本でもイタリアのようなイノベーションをしているGIの事例があります。静岡の三島馬鈴薯です。1つ目の要件の経済と非経済です。経済価値としてはいちばでの評価も高くプレミアム価格を実現しています。非経済価値としては三嶋大社の新嘗祭で生産者が2トンの野菜を供出し地域の住民に貢献しています。

2つ目の要件の他セクターや他GIとの協力体制です。三島馬鈴薯を使ってコロッケを作る加工食品会社の東平商会さんはB2BイベントでGI制度そのものについて来訪者に説明しています。三島馬鈴薯のJAと静岡の漁協が協力し、GIコラボの田子の浦しらすコロッケ、通称「たみこちゃん」を発売しました。（図23）

図23　他GIとの協力体制
出所：東平商会HP

3つ目の要件は行政の支援です。「みしまコロッケ」は単にGI産品の加工品ではありません。市長が「みしまコロッケを片手に街歩きをしてほしい」という願いを込めて開発された商品です。GI産品は産品そのものではなく、テリトーリオの魅力を伝えるメディア（ハブ）なのです。

4つ目の要件はGIによる農業の多機能性です。三島には、長い歴史と独自の文化があります。畑から富士山と駿河湾が見える特別な景観は住民の誇りです。畑は箱根旧街道沿いにあり、自治体は整備事業を行い、石畳を敷きました。観光客が畑の横を通り過ぎながら箱根までトレッキングを楽しみます。三島については以上です。（図24）

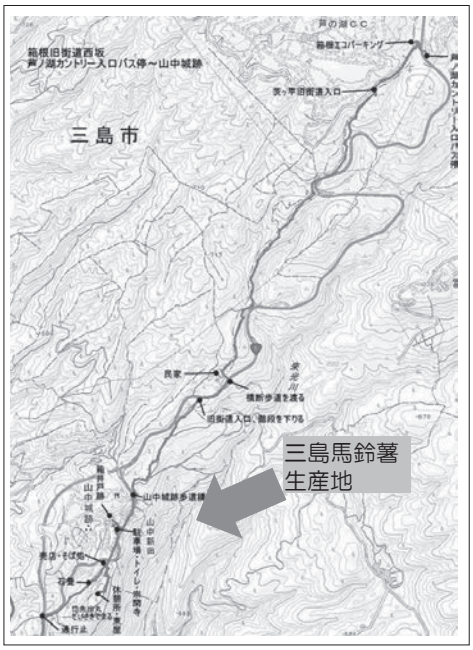

図24　GIと農業の多機能性

2つ提言してみたいと思います。1つ目です。テリトーリオのGIを使った郷土料理とGIのお酒を一緒に楽しむことは、日本の場合、農産物・食品のGIとお酒のGIを管轄する省庁が違うので難しいかもしれませんが、観光客をひきつけるのはエノガストロノミアです。ぜひ合同キャンペーンを実現したいものです。（図25）

2つ目です。この秋、GI産品を使ったメニューをレストランが提供するフェアが3つの都市で開催されました。GI産品を消費者が体験できる素晴らしい取組みです。しかし、GI産品の味や特徴など産品その

図25　提言1：他セクターとの協力体制

図 26　提言 2：GI でテリトーリオを発信する

ものを説明しただけかもしれません。歴史や文化などテリトーリオの魅力を、飲食店が説明できるところまでもっていくと、唯一無二のテリトーリオが作られ、そこからツーリズムなどにもつながっていきます。（図 26）

まとめです。日本の食料安全保障を確かなものにするために、また豊かな社会を実現するために、私たちは待ったなしで真剣に食に向かい合う必要があります。GI は持続可能なフードシステムに貢献できると考えます。GI の効果を発現させるためには何が必要でしょうか。3 つ挙げます。

1 つ目に、消費者の意識変化です。消費者に「地域に根ざした農業を支える」という強い意識を持ってもらわなければいけません。GI 制度を正しく理解してもらうために、関連主体が近視眼に陥らず、GI 産品の生産による農業の多機能性を教えることで GI 制度自体の認知度を上げていきます。2 つ目に、景観、食文化、住民の歓びといった生産以外の農業の機能が持続可能な農村を作ります。多機能性を発揮しやすい GI は、唯一無二の魅力的な地域を作ることができます。3 つ目に、GI 産品だけを売ろうとするのは 20 世紀的です。違う分野の人達と共同で地域の資源を見つけ出し、テリトーリオ全体を盛り上げなければいけません。（図 27）

私のお話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

図 27　GI で持続可能なフードシステムを実現する要件

トークセッション

パネリスト：

杉中　淳

農林水産省 大臣官房総括審議官

佐藤　貴弘

今金町農業協同組合 営農部部長

高倉　成男

明治大学名誉教授、スズエ国際特許事務所顧問弁理士

司会：**木村　純子**

法政大学経営学部教授、イノベーション・マネジメント研究センター所員

木村　お待たせいたしました、ただいまよりシンポジウム第２部、トークセッションを開始させていただきます。

登壇者をご紹介させていただきます。左から、農林水産省大臣官房総括審議官　杉中淳様、今金町 JA 営農部部長　佐藤貴宏様、明治大学名誉教授　高倉成男先生です。

限られた時間ではございますが、会場ご参加の皆様と、YouTube ご視聴の皆様のご質問にも、できる範囲でお答えして進めてまいりたいと思います。

まず、先ほどの講演内容を踏まえ、私から登壇者の皆様に質問をさせていただきます。杉中審議官、本日は GI 制度の成り立ちについてお話いただきました。GI 制度のことをよく理解なさっていらっしゃる高倉先生ですと「なるほど」と思いながらお聞きなさったかと思いますが、GI 制度について初めてお聞きになる方はなかなか難しい、なじみのない制度だなと思われたかもしれません。そこで、制度を広めるための一つの方策として、子供たちに食育活動等の場を通じて制度を伝えていくということがあるかと思うのですが、杉中審議官、小学生に「GI 制度って何ですか」と聞かれましたら、どのようにお答えになられますでしょうか？

杉中　ありがとうございます、GI の説明は非常に難しくて、まず名前からして少しわかりにくいのです。子供に限らないのですが、僕たちぐらいの大人の場合だと、毎年 GI というものを教えても、だいたい競馬でジャパンカップとか天皇賞とかを越えて有馬記念が終わると、ジーアイという名前がジーワンに必ず変わっているというのが実態なのです。小学校の人に一言で言うと、地域のいいものということになってしまうのですが、先ほど食育の話がありましたけど、それぞれの地域の誇りの産品で、それを知っている、食べている人に、その食品の歴史や作るためにやってきた努力などというものを教えて、GI にはこのようなものがあるのだということをそれぞれの地域で知ってもらうという意味で、小学校の教育のようなものをもっと積極的にやっていく。それぞれの地域で誇るべきものは何かあるので、そういった具体的なものを取り上げていくと、もっと身近に感じられるようになるのではないかなと思います。そうすれば子供も、この名前と産品自体を守っていかないといけないのではないかと考えるようになるのではないかと考えています。

木村　ありがとうございます。確かに、GI の生産者さんを訪ねますと、子供たちに GI 産品の収穫を手伝ってもらったりですとか、給食に GI 産品を使ったメニューを提供しているということもお聞きしていますので、地元の子どもたちは自分たちのアイデンティティと GI 産品を結び付けて考えているかと思います。こういう制度があるということもうまく教えられるような学校の科目や単元ができればいいと思ってお聞きいたしました。ありがとうございます。

佐藤部長にお尋ねさせていただきます。本日ご視聴の皆様の中には、今から GI 登録申請を目指したいとお考えの

方もいらっしゃるかと思います。佐藤部長は、GI登録の申請時に、GI制度をご理解される時のご苦労というのはおありでしたでしょうか？　また、重ねてご質問になりますが、今回の登録を通じて、今金町のアイデンティティですとか今金町らしさという、私の研究分野の言葉で言いますとブランディングになりますけれども、今金町ブランドというものは作れたということを成果として実感なさっていらっしゃいますか？　GI制度理解のご苦労と、登録の効果、この2点についてお聞きいたします。

佐藤　今のご質問でございますけれども、まずはブランドの効果という部分で言いますと、もともと今金しゃく、評価はされていたのですが、先ほど言ったように限定的であったという部分と、それから、説明の中でもお話ししましたけれども、今金しゃく、とても町民には愛されている産品でございますので、GI登録によって内にも外にも誇れる郷土の名品になったと改めて思ったという部分がとても嬉しかったです。特に、今までは外向きに外向きに、とにかく今金しゃくというものをブランド化して高く買ってもらおうということが、第一に重きに置いた戦略であったわけですが、やはり先ほど言ったように、手間暇がかかってたくさん作れません。これから作っていく方もそれほど環境の充実した中でやっていけるとは思っていませんので、そういう中でも地域として守っていくのだというところまで、GIの登録によって農業者の意識が変わってくるということであれば、非常に価値のあるものだったのではないかというふうに理解をしております。

それと、答えになるかどうかわかりませんが、GIとは何だという話は、先ほどもしたように、地域の中には誇れるものはたくさん、私はあると思うのです。そこでしか作れないものはそれだけで価値があるわけですから、あとはどうやってその価値を正しく伝えられるかだと思うのです。この、伝えられるかというのが、はっきり言うと、GIの登録に繋げられるかどうかということだと思います。だから農業者は、うちのお米は美味しいんだ、うちのトマトは丸いんだ、形がいいんだということは特に言えると思うのです。だけど、なんで美味しいんだ、の「なんで」がないのです、意外と。美味しいんだというのは自信を持って言うのですが、なんで美味しいんだというところを発見していくことが、GI登録に大事なことなのではないかと、私は思います。

木村　ありがとうございました。大変貴重なお話をお聞きしました。私も講演でお話させていただきました通り、EUにつきましては農家の人たちあるいは生産者の人たちが誇りを持っているということと、なぜこの産品が素晴らしいのかという説明をする力というのは、日本人よりもヨーロッパの人たちの方が発信する力を持っていると思えます。

高倉先生、ヨーロッパはGI先進国といえるかと思うのですが、日本のGIは何を学べるでしょうか？　高倉先生は外交官時代にTRIPs協定の締結に携わっていらっしゃいました。90年代当時からおそらくEUはすでに産品の経済価値のみならず、どちらかというと農村自体の振興の方に大きく舵を切っておりました。環境問題につきましても、GIの戦略の一つとして組み入れていっていたかと思います。GIについてはまだ後進国であります日本がEUから見習える点として、何がありますでしょうか？

高倉　ありがとうございます。国際交渉の経験又は印象からというコメントになるかもしれませんが、1980年代から90年代にかけて、EUは農業の分野でアメリカとの貿易競争において厳しい状況に追い込まれていました。補助金の削減も求められていました。そういう中でEUは、地理的表示の国際的な保護の強化という戦略を打ち出していきました。その背景にはアメリカとの貿易競争を有利に進めるという目的ももちろんありましたが、もう1つの目的もあったのではないかと私は思っております。欧州は、パリ、ローマ、ロンドンのような大都会も素晴らしいのですが、地方の都市、地方の村にも個性的で素晴らしいところがたくさんあります。EUにおける農業補助金は、経済としての農業の補助だけではなく、地域の自然・文化・歴史・観光など、非経済的価値を守るためにも活用されてきたという側面もあったと思うのです。同じように、GI戦略には、欧州の貿易上の利益を増やすという経済的な目的と同時に、欧州の地域文化を引き続き守っていくという目的もあったのではないかと私は見ています。アメリカ型のグローバリズムと言いますか、安くていいものを世界中で売って利益を上げるというアメリカのビジネスの考え方の対極にある

のがEUにおけるローカリズムです。欧州の経済・文化を根っこで支える地域の個性や歴史の厚みを今のままに守っていくためにGIという制度を活用しようという目的もあったのではないかというふうに思っているのです。そうだとすると、今後、我が国がGIを本格的に活用していく上で、農業輸出額の増加という経済的側面ももちろん大事ですが、同時に地域の個性や活力や魅力をどう引き出していくか、地域をどう持続的に発展させていくか、多様性をどう確保していくか、そういう地域振興策としての視点からGIを活用していくことが重要ではないかと思います。もちろん、農業輸出の増加と地域振興は決して対立するものではなく、表裏一体のようにも思えます。しかし、日本全体としての農業輸出額の増加と、全国津々浦々の地域の自然・歴史・文化の活性化・地域の多様性の維持は全く同じではありません。ともに大切な2つの目的ではないかと思います。GIは単なる私的権利ではありません。ですから、GIについては「それを活用して自己責任でがんばってください」だけではなく、地域農業振興政策としての視点から、GIの発掘から登録、その後のプロモーションまで含めて、よい意味での、国の関与、都道府県の行政の関与と支援が必要です。ご質問への答えが長くなってしまいましたが、日本が欧州のGIから学ぶ点があるとすれば、GIは地域の活力・魅力・多様性・持続可能性を守るための政策ツールであるという視点ではないでしょうか。このことは、先ほど木村先生が報告の中でおっしゃった、経済的な価値の追求と非経済的な価値のバランスというところにも通ずるところがあるのではないでしょうか。私は、GIを、その経済的価値の追求とSDGs的な地域の文化、歴史などというものの活性化のバランスを取るためのツールとして、これを活用していくという点において、EUの考え方に学ぶところは非常に大きいのではないかというふうに思いました。

木村　高倉先生ありがとうございます。貴重なご意見を賜りました。二者択一ではなくバランスを取ることが大事だと思っておりますし、EUにはGIの歴史がございますので、バランスの取り方に長けていて、日本はまだ7年しか歴史がございませんので、今後はバランスの取り方を学んでいく、そして、今金町さんのように成功事例が蓄積をされていき、お互いに学びあうことをできていけるのではないでしょうか。

審議官にお聞きしたいのですが、日本の食料自給率はなかなか上がりません。一消費者として、食べ物がなくなってしまうのではないかと不安を感じています。輸出促進もさることながら、国内での生産と消費につきましてどのようにしていけば良いのか、食料自給率とGIを結び付けて、何か考えることはできそうでしょうか？

杉中　日本の人口が減ってきていますので、国内の市場が急速に縮小して、それに対応して生産基盤が弱体化しています。そして、先ほど今金男しゃくの話もありましたけど、非常に評価が高い農産品でも作る人は減っています。同じように、加工品などでも、非常に評判は高くて人気はあって価格も高いのに、後継者難などで廃業していくということが起こっています。そのような形で、いろいろな食文化を持った食品が次世代に継承されないというリスクが高まっているのです。

ここからが政策的な課題なのですが、次世代に生産をどのように継承していくのかということも考えると。日本の市場が小さくなる、特に生鮮物市場は、2040年ぐらいまでには今の4分の3ぐらいに市場規模が縮小すると言われています。優れた産品を次世代に承継していくためには、いろいろな投資をしていく必要がありますが、縮小する日本市場だけでは投資を誘引することは難しいので、やはり世界に販売していくということを考えないといけないのです。ヨーロッパではいろいろな戦略にGIというものを絡めて、特にブランド価値のあるようなものはGIというものをうまく使って、世界に売っていくことを重視しています。日本も、世界をターゲットに販売することで、文化を次世代に承継していくことができるので、政策としてもしっかり取り組まないとといけないというふうに思っています。

木村　ありがとうございます。おそらく、イタリアを見ましても、一方は輸出、加工品のパルミジャーノ・レッジャーノチーズですとかパルマの生ハムは、輸出、ワインのプロセッコも輸出に力を入れつつ、バランスをとって地域の振興もてがけています。この点につきましても、バランスをとっていく舵取りといいますか、ノウハウ、技術、リーダーシップを発揮する人たちあるいは技術が必要でしょう。その中で、農林水産省さんの支援はどういうふうになさっていますでしょうか？

杉中　GIの登録をするための支援というのをやっていますし、知的財産のようなものをもっと活用していくということ自体を、政策のセンターに持っていくということも必要かなというふうに思っています。今、いろいろな農林水産政策についての見直しというのを行えるポジションにいますので、もう少ししっかり後押しできるように、これからの宿題としてしっかり考えていきたいというふうに思っています。

木村　ありがとうございます。本日は貴重な機会ですので、ぜひ皆様お互いにご質問し合っていただければと存じます。佐藤部長、お隣に杉中審議官がいらっしゃってお話できる絶好のチャンスです。現場から、杉中審議官にご質問やご意見等おありでしょうか？

佐藤　よろしいでしょうか。せっかくの機会でございますので、一つだけ。今、食料自給率の問題、それから食料安全保障の問題というのは、選挙の中でも大きく立候補者の訴えの中に入っていたような気もしますし、今まさに、食料安全保障についての議論が活発に行われているというふうに、現場としても聞いているわけですが、やはり、喫緊の課題である生産コストの上昇が、食料安全保障政策自体も揺るがすような大きな課題になってきている部分で、根本的な解決というのはなかなかできないところに理由があるのかなという、深い部分はあるかと思うのですが、喫緊の課題として、ベース、基盤を落としていくというのはなかなか将来につないでいけません。それともう一つが、担い手と呼ばれている、これから頑張っていただく世代に、夢を持って農業に携わってもらえるというような施策がこれから出てくるのだと思いますので、そのようなところでお願いという形になるかと思いますが、なんとか農業経営を持続的に行っていけるような政策の立案について、ぜひお願いをしたいというふうに思います。質問ではなくなってしまいましたが、よろしくお願いいたします。

杉中　食料安全保障の政策は、今まさに検討しているところなので、具体的な方向性をお示しするのは難しいところではあります。但しコストの話は、今回のウクライナ問題によって急騰したように、予想できない事態による価格上昇は、政府として平準化するための支援はある程度やっていますし、今後ともやらないといけないと思います。一方で、資材であるとか、輸入食料は長期的に値段が上がってきています。それは、国際的な需要が増えるとともに、大量に輸入する国が日本ではなくて中国になってきて、金を惜しまず買うという人たちが隣国に出てきている結果、値段が上昇しているので、今までのように日本が安い値段でいろいろなものを買えるというような時代ではなくなってきたということを考えないといけません。その一方で、日本はデフレ期間がもう20年以上続いていますので、モノの値段を上げるということをやってこなかった。多分農協さんなども、値段を上げたくても何をしていいかわからないと思っている方が多いと思います。今後は価格を、生産コストを回収できるような形で形成できる仕組みを作っていかないといけないと思っています。価格形成の一番の課題は、生産者側がコストの内容をいかに説明できるかということです。生産者のコストの把握と開示をどのようにやっていくかということが、まず大きな課題だと思っています。あと、担い手の話は、むしろこちらからお聞きしたい話ですが、農業人数が減るので、今金では25ヘクタールでもう小さい方だという話がありますように、二極化していくと思います。一つは、100ヘクタールぐらいを超えるような、非常に効率的な経営をするというのと、あとはGIにやるような付加価値を追求して高く売っていくという方向になっていくと思います。そういう方向の中で、若い人を呼び込んでいくためには、今までの農家子弟だけだと難しいので、外から新規に入ってもらう必要があります。今の若い人は働きがいと生活環境を重視するので、きちんと休みがあるとか、きちんと残業代が払えますとか、あと社会保険にもきちんと入れますというようなこともしっかり考えていくということが重要です。そう考えると、農業の担い手も法人が中心になると思います。

昔と違うのは、農業がある程度地域を支えて地域経済にとって不可欠だということです。20年ぐらい前には農業いらない議論というのはありましたが、今、農業の重要性を疑う人はいないので、そういう意味では魅力ある分野として、もっと成長産業化していくというようなことをやっていく必要があるのではないかと思っていますが、それを具体的にどうやっていくかというところは、いろいろまた現場ともご相談できればというふうに思っています。

木村　ありがとうございます。佐藤部長にも、審議官からのリクエストといいますか、お願いとして、しっかりと説

明することが必要だとお聞きすることができました。

高倉先生にお聞きさせていただきたいのですが、今日佐藤部長がご紹介くださいました加工品が手元にございます。今金男しゃくを使った黒毛和牛のカレーでございます。パッケージ背面にはGIのマークが記されております。今金男しゃくが原材料として使われた加工品に、このようにGIマークをつけられることにつきまして、高倉先生、法律のご専門家として何かご心配事といいますか、気になることがおありでしたら、ぜひお教えください。

高倉　はい、少し気になるところはあります(笑)。消費者の誤解を避けるため、加工品にはGIマークは付けられないということになっていたはずです。男爵いもがGI製品なのか、ポテトチップがGI製品なのかわからなくなりますので、加工品にはGIマークを付けないということになっていたのではないかと思います。もちろん、GIとGIマークは別でして、従来から、ポテトチップの包装に「GI今金男しゃくいもを使っています」という表示をするのはOKでした。ただし、包装にGIマークをつけると消費者が混同しますので、GIマークはつけないようにしましょうと、たしかそういうことになっていたはずです。もっとも、従来から、広告や店頭での吊るし広告のようなものにGIマークをつけることは構わない。インターネット販売の際にも、GIマークを使うということは構わない。そういうことになっていたのではないかと思います。今回、ルールを変えて、包装にGIマークを付けるのもOKとしたのは、これは私の推測ですが、「これは広告だ」というふうに緩やかに解釈したのではないでしょうか。私は、その緩やかな解釈はGIマークの普及という点で賛成ですが、消費者が、材料がGI製品なのか、加工品がGI製品なのか誤解しないように、GIマークをつけるように指導した方がいいのではないかと思います。繰り返しになりますが、GIマークが市場にもっとあふれるようにして、消費者がマークを見た時に、これは何かがわかるようにすることが大事ですので、原材料そのもののパッケージだけではなく、加工品のパッケージにも、消費者が誤解をしないような形で、GIマークをつけられるようにしたのであれば、それは方向性としては非常によいことではないかというふうに思っております。

木村　高倉先生ありがとうございます。マークの区別というのは、今の形では分かりにくいのですが、そのあたりはやはり農林水産省さんの方でもご議論なさっていらっしゃったのでしょうか？　付け方のアイデアはおありでしたでしょうか？

杉中　もともと高倉先生がおっしゃったように、GIとGIマークは違います。ただ、GIは、もともと生産量が多くないものが多いので、GIの普及には、GIマークを加工品でも使えるようになると、GIに関する、消費者の認知する機会というのは飛躍的に上がりますので、使いたいという話がありました。今の話はまさに、高倉先生のおっしゃるように、消費者の誤認混同を起こさないようにすることをしっかり守りつつ、原材料であるGI産品何々を使っていますという説明と一緒に、加工品についてもGIマークを使うことはで、GIマークを消費者の目にもっと触れさせていくことは、原材料であるGI産品の認知度を上げていくことにつながるので、相対的にいえば、GI制度の普及という意味ではプラスの効果の方が大きいのではないかと思います。

木村　ありがとうございます。審議官にばかりご質問が集中してしまいましたが、審議官からご登壇者の佐藤部長と高倉先生にご質問はおありでしょうか？　ぜひお聞きになっていただけますか？

杉中　まず、佐藤部長に、いいものであって人気が高くなっても作る人が減っていくという、これは全国的に共通の悩みなのですが、この問題をどうしたら食い止めることができるか、結局、中にいる人だけでは難しいと思うので外から人を呼び込む、まず企業のようなところと組んで外からお金を呼び込む、あるいは、機械化を進めるというようなことが考えられると思うのですが、どういうようなことが有効なのかという、今考えてらっしゃることとともに教えてもらえればと思います。

佐藤　地域の農業者の減少は非常に深刻な問題でして、実は我々も、中期的な経営計画を農協でも立てさせてもらって、どうやってこれを対応していくかというのは非常に頭の痛い部分です。ただ、農業者の意向を取った時に、子弟が農業を継がない、あるいは子弟がもうすでにいないというような方でも、このまま農地を荒廃させることはやはり忍びない、そのよう中で経営継承を考えたいのだという方が、最近になってかなり多くなってきています。ですので、

なかなか簡単にはいかないとは思いますが、経営継承をスムーズにする方法、例えば今、経営継承の事業がありますけども、そういったことをもう一歩突っ込んだ形でやるというのが、一つあると思います。なぜかというと、農業を始めるにはやはりかなりのお金が必要になるというのが現実的な話になってきまして、与信力のない方にいきなり数千万の保証をできるかといったら、なかなか現場では難しい話になるのです。だから、そのような部分についてはきちんとしたプログラムをこなしてもらって、そこで信用をつけてもらった後に就農していくというプログラムが今ありますが、そのようなところにもう一つ突っ込んだ形で対応をいただければ、一つの対応策にはなるのかなという部分があります。

それと、今金しゃくに限ってという話で、先ほど申しましたように、戸数は減ってきているのだけど、面積についてはまずまず維持をしているという産品はたくさんあると思います。それで、ご紹介の中でもちょっと触れたかったのですが、生産部会というものがありまして、その部会の中でいろいろな提案をしながら、面積維持拡大の方策について、今、お話をしています。やはり第一に人が足りない、労働力が足りない、ここが大きく出てきますので、例えば我々ですとか、あるいは任意の団体でもいいのですが、それを補完するような仕事が必要ではないかと、私どもは考えています。例えば、馬鈴薯でかなりの労力を占める選別施設等々、我々も持っていますが、そういうものの省力化だとか、IoT による代替えだとかということはちょっと考えなきゃならない部分かなと。いないいないと言っていて探すよりも、いなくてもできるようにするというのが今後の方策かなというふうには感じています。以上です。

杉中　高倉先生にお聞きしたいのは、GI 制度がなかなか広まらないということの一つの理由として、弁理士さんであるとか大学の知財関係の教育も含めた中での、特に農業関係の知財の専門家が少ないということもあるのではないかと思うのですが、そういう人たちを増やしていくということで、何か良い方策があるかどうかということを教えていただければと思います。

高倉　ありがとうございます。現在、弁理士会としても、GI 制度を含む農業知財に高い関心を持っていると承知しております。昨年春施行の弁理士法改正によって、弁理士が海外への種苗登録申請や GI 申請の支援ができるようになりましたし、また国内での権利の保護に関するご相談に応じられるようになったのを機に、農業知財に関する弁理士会主催の研修なども増えています。ニーズに応じて専門家の養成は進んでいくと思っております。

一方で、農業の現場の方たちに話を聞いてみると、例えば、「知財権取得などの経験がありますか」という問いに対しては、ほとんどの方が「経験がない」と回答しています。また「専門家にご相談したことはありますか」という問いについては、「税理士への相談はあります」という回答は多いものの、弁理士への相談はほとんどない、そもそも弁理士という職業を知らなかったという回答が多いのが実情です。

そこで、今後の課題としては、農業関係者や地域の公的機関の関係者の方々に対するニーズの掘り起こしとともに、弁理士、弁護士、公認会計士などの専門家の存在とその役割について理解していただくことが大事ではないでしょうか。現場の方から見て、相談窓口が分散化してしまうと、不便ですので、全国各地域の農政局、都道府県庁、発明協会や弁理士会の地方支部などとの協力で相談窓口の一本化を進めていただくのは一案です。

弁理士の仕事として、出願代理業務のみに注目すると、その件数は多くはないのですが、権利化後又は登録後の知財の活用、農業経営、データの保護、標準化、食品表示規制、海外模倣品対策など、新分野にまで範囲を広げると、やるべき仕事はまだまだあるように思えます。私も弁理士の一人として、農業知財についてもっと勉強し、お役に立ちたいと思っております。

木村　高倉先生ありがとうございます。杉中審議官から高倉先生へのご質問を、私もちょっと引き継がせていただきまして、学校、大学で専門の教育を生徒・学生にしていくことが方策の 1 つと思うのですが、近年、大学も分野を分け隔てなく学際的研究が活発に行われるようになりました。高倉先生が文科省の科研費で、「農業と知的財産」というプロジェクトを代表でお持ちなのですが、私もそのメンバーに入れていただきまして、GI はとても面白くて、農業も関係あるし、法律も関係あるし、私のような経営学やマーケティングも関係していて、GI というこの 1 つのキーワー

ドで、今まで接することがなかったような研究者が一緒になって共同研究していけるという大変な面白さでありますとか、エキサイトなことがあります。これを学生に対しても、私が普段授業の中で、今までですと一つの産品のマーケティングはどうするのかと、産品を売ることだけ、あるいは利益を上げることを教えていたのですが、もう少し広い視点で、EU とのEPA の貿易交渉のことですとか、日本がEU と北アメリカとの間に入って微妙なポジションにいるというマクロな視点を学生に教えられるようになったこと、これは学生も喜んでいるし、広い視点で物事を捉えられるようになってきていると思います。GI は学際的研究に最も適したテーマの一つだと思っておりますので、我々研究者も、高倉先生を中心に、学生たちへの教育も含めて、活発なディスカッションと研究を進めていきたいと思いながら、お答えとさせていただきます。

それでは、今日会場の方にお越しいただきました皆様からご質問を賜りたく存じます。ご質問がおありの方は挙手でお知らせください。差し障りなければはじめにご所属とお名前を教えください。

おそらく、今村先生がご質問がおありかと思うのですが、いかがでしょうか？

今村　明治大学の今村でございます。後ほど最後の締めのご挨拶をする準備を一生懸命していて、ちょっと突然振られてびっくりしたのですが、やはり日本の農村地域、今、場合によっては非常に高齢化が進んで限界集落のようになっている中で、今回お話になった今金町さんの方は、さっきお昼取った時にはなんだか暗い未来、今まで電車が止まったとか、人口が減っているといったような話もある中で、やはりこの男爵いもが非常に一つの光明になっているという印象を受けたのですが、先ほど多少話し合ったと思いますが、農家の方の収入というのはやはり上がって、満足度が上がっているというような印象は、このGI の活用によってあるという印象はおありなのでしょうかという点を、改めてお伺いしたいと思います。

佐藤　先ほど言ったように、馬鈴薯の価格は市場の価格がかなり大きく優先されるので、GI だけで本当にこれだけいったのかということにはなかなかならないかと思いますけども、結果的に、先ほど言いましたように、面積がだいぶ回復してきたということは、下世話な話になりますが、馬鈴薯を作って儲かったというところの裏返しだとは思います。そして間違いなく、農家の懐具合も実は指導する立場にあってみたりもしていますが、よくはなってきています。ただ、先ほどちょっと言った通り、肥料、飼料、燃料、様々な物資が高騰していますし、それを原材料とする、例えばダンボールですとか、運賃ですとかも、全部が上がってきているということで、せっかく見えた道がまた暗くなってしまったというような印象はないわけではないのですが、こと馬鈴薯にとっては、昨年も満足をいただいた結果になってはいると思います。

木村　今村先生ありがとうございました。佐藤部長ありがとうございます。

他に会場の皆様からご質問はおありでしょうか。はい、ありがとうございます。

質問　木村先生に一つ教えていただきたいのですが、今GI に取り組んでいるような産地というのは、先生の話で産品だけではなくて、地域の事業者等を巻き込んで連携して事業をやっていく、地域事業をやっていくという趣旨の話があったと思いますが、GI に取り組んでいる産地は、すでにそういう意識はあるのです。問題は、地域のいろいろな人が、業者がいて、その人たちを巻き込もうとするとそれぞれ考え方も違う、いろいろなステークスホルダーが出てくる、俺も出てくる、俺も関係すると、そうすると結果として、場合によっては考え方が農家さんと全く逆の考え方ということもあり得て、動けないことが多いのです。そうした時にどうやって乗り越えたらいいか、イタリアの例の示唆がありましたら教えてください。

木村　ありがとうございます。大変重要なところで、教科書的に言うと、今おっしゃっていただきました通り、ネットワークを作って協力し合ってテリトーリオの価値を生み出していくのですが、実際には反対者もいるし、協力しない農家さんもいらっしゃるでしょうし、違う考えを持った人たちもいる、これは難しいところです。今日後半でお話させていただきました静岡県の三島馬鈴薯につきましては、キーパーソンが 1 人おられます。JA さんのご担当者なのですが、この方がJA さんの今までの既成概念をひっくり返すような新しい取り組みを次々としていかれました。

すると若い農家さんたちが、それを面白がって協力してくれて、幸いなことに、三島にその気質があるとお聞きしているのですが、協力し合う、利他の精神があるというふうにおっしゃっていて、今日の加工業者、みしまコロッケの東平商会さんのように、自社の製品もさることながら、GI 制度そのものを B2B イベントで来場者に教えている。他の地域でも同様ですが、一足飛びにはいかないというのがおそらくポイントだと思います。小さな取り組みと、その小さな取り組みの小さな成功を積み重ねていくと、だんだんとそこに惹きつけられて協力しようという人たちが増えていく。いっぺんに大きなネットワークを作ったり、全員が心を一つにすることは一般の企業でもなかなか難しいことです。一つは成功体験の積み重ねで、この人たちやっていることは信頼していいのだなというふうに、当初は反対をしていた人たちも協力してくれるようになる、こういうことがあるのではないかと、日本の場合は事例から考えております。

ヨーロッパに関しましては、EU という大きな一つのトップ、上のところ、マクロな次元に GI があり、農業の多機能性、持続可能な農業、地域に根ざした農業、あるいは循環型農業といったものを政策として打ち出し、これを指針にして、各加盟国、各自治体、農家の人たちそして彼らを取りまとめている登録団体のコンソルツィオ、コンソーシアムがありますので、こういった人たちが EU の指針に従って、一つの方向性にうまく導かれているというのを強く感じます。これが EU と日本との一つの違いとして、私は認識しております

杉中　解決策はまだわからないのですが、日本の問題点はある程度理解しています。日本の場合は地域の意思決定の中で、ファーストランナーではなくて、どうしても、反対する少数派に引きずられるという傾向が強くて、改革的な方向、問題を盛り超えるための意思決定するというのは非常に時間がかかるという問題が、まずあります。また、日本の社会の伝統で非常に良くないのは、成功者を妬む気持ちが強くて、なんというか、近親憎悪というか、どこでも同業者同士の仲が悪いのです。特に加工品などがその傾向が強いのですが、なかなか地域でまとまるということが難しい。これは GI だけではなくて、今、日本が変わらなければならない、このままではダメだという時に、変わる方向で前向きにやる人の意見になかなか集約しにくいという傾向があります。GI などもそういう意味では前向きな人はだいたい先駆的な人が多いのですが、いや、そんなの困るというふうに反対する人というのをどうやってまとめていくのかということは、これは、横断的な分野での課題だと思うのですが、これはちょっとよく考えていかないと、なかなか地域の活性化なども同じような理由でうまくいかないのではないかと思っています。すみません、答えがなくて。

木村　ありがとうございます。まだまだ議論はつきませんけれども、終わりの時間が近づいてまいりました。トークセッションにご登壇くださいました、杉中淳審議官、佐藤貴弘部長、高倉成男先生、貴重な情報ならびにご意見をご提供、お教えくださいまして誠にありがとうございました。

閉会挨拶

今村　哲也
明治大学知的財産法政策研究所代表

明治大学の今村でございます。本日は法政大学イノベーション・マネジメント研究センター主催のシンポジウムに、明治大学知的財産法政策研究所もご協力という形で参加させていただきました関係で、閉会の挨拶を私の方からさせていただきたいと思います。

本日のシンポジウムのテーマは、地理的表示と持続可能な社会ということでした。持続可能性という言葉は、現在、様々な場面で用いられる言葉であります。特にEUなどでは、政策文書などを見るときに、この言葉を見ないことはほとんどないというくらい、重要なキーワードになっていると思います。人間1人1人は残念ながら持続可能なものではなく、いつか死に絶えていくものではありますが、人が集まった社会や地域といったものは、持続可能性があるわけです。

地理的表示とは何かということが、トークセッションの中でも話題に上がりましたけれども、少なくとも言える簡単なことは、要するに地域の名前だということですね、地域の名前を含んでいるということです。人で言えば名前ということになると思います。杉中審議官から、日本の地理的表示法の法制度の歴史について非常に詳しいお話がありました。私も本を書く前にその話を聞いていれば、もっとしっかりと地理的表示法の歴史について、農水省がどのように考えていたのかを集約することができたと思って、ちょっと失敗したなと思っているのですが、それはともかく、今日は大変勉強させていただけた次第です。

制度の歴史について伺ったわけですが、人に歴史があるように制度にも歴史があって、地域にも歴史があります。その歴史を残していく、伝えていく根本になるものは、一つとして、地域の名前、名称なのだというふうに私は思います。地理的表示が持続可能な社会の取り組みのシンボルになっていく、GIがこういった活動に使われていくというのは、あるいは、木村先生のおっしゃるテリトーリオという考え方の基礎になっていくというのには、やはり名前だというところが、地域の歴史を背負っている、文化を背負っている名前だというところにあるのだということは、間違いなく言えると思います。今金町で言えば、この名前は、今金町の今金というのは、今金町の市街地の基礎を作った今村氏と金森氏という苗字の頭をとってつけた名前であるということを先ほど調べたのですけれども、ちょっと運命的なものを感じたのですが、大変高級感のある、特に今の部分ですけど、金の部分ですかね、素晴らしい名前の街だと思います。この名前は変えられないわけです、絶対。今後もおそらく変えられないし、過去も変えられません。そういった素晴らしいブランド価値を持っている名前を使ってブランド展開をして、持続可能な社会の実現にとって、それを実現していく上での、一つの重要な手段に、こういったGIがなっていくのだと思います。地名は歴史、文化を背負ったかけがえのない資産である、というふうに言えるわけです。貴重な資産であるし、シンプルであるから、模倣もされやすいし、高倉先生がおっしゃったように、普通名称化してしまう憂き目にも遭いやすいと。それを守ってくれるのが地理的表示法、その他の法律だということになるわけです。

お昼を取りながら、佐藤部長から今金町の現状を伺いました。高齢化も進み、しばらく前には電車も止まって、廃線になってしまったということもあって、色々暗い話も伺ったのですけれども、ただ、どことなく、やはり今金男爵というものが光明になっているような、佐藤部長も明るい感じですし、逆にこの男爵がいなかったらどうなっていたのかというふうに心配した次第なのですが、こういった形で、地域の活性化や持続可能な社会の実現に地理的表示がすごく役に立っているということを、今日とても実感した次第です。

日本の農村地域の明るい未来はまだまだ見えておりませんけれども、GI の活用はもちろんのこと、スマート農業の促進を含めて、農林水産省のこれからの施策、杉中審議官のご尽力にも今後もますます期待がされるところで、大活躍していただきたいというふうに思っております。

最後に、繰り返しになりますが、このような素晴らしいシンポジウムを主催してくださった、法政大学イノベーション・マネジメント研究センターの近能先生、それからコーディネートしてくださった木村先生、またスタッフの皆様方、登壇された杉中審議官、佐藤部長、高倉先生に改めてお礼を申し上げるとともに、今日いらっしゃった皆様と、それから YouTube でご参加の皆様方にもお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

法政大学イノベーション・マネジメント研究センターシンポジウム

地理的表示 (GI) と持続可能な社会

講演録

（WORKING PAPER SERIES No.252）

発　行　日：2023 年 3 月 31 日
編集・発行：法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
〒 102-8160　東京都千代田区富士見 2-17-1
TEL：03-3264-9420　FAX：03-3264-4690
URL：https://riim.ws.hosei.ac.jp
E-mail：cbir@adm.hosei.ac.jp

非売品　　禁無断転載

Riim

イノベーション・マネジメント研究センター

The Research Institute for Innovation Management